

平成29年2月教育委員会定例会議

日 時 平成29年2月16日(木曜日)

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席委員(4名)

1番	委員	長	後藤	眞琴
3番	委員		留守	広行
4番	委員		千葉	菜穂美
5番	教育	長	佐々木	賢治

欠席委員(1名)

2番	委員長職務代行		成澤	明子
----	---------	--	----	----

教育委員会事務局出席者

教育次長兼教育総務課長	須田	政好
教育総務課長補佐	早坂	幸喜
教育総務課長補佐兼近代文学館長	扇子	美津男
教育総務課長補佐兼南郷図書館長	伊勢	由利
近代文学館・小牛田図書館主幹	草刈	明美
学校教育専門指導員	岩淵	薫
青少年教育相談員	齋藤	忠男

傍聴者 なし

議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
- 第 3 教育委員会委員長の選挙
- 第 4 教育委員会委員長職務代行者の指定
- 第 5 議席の決定
 - ・ 報告事項
- 第 6 平成 29 年度美里町立小中学校管理職人事異動の報告
- 第 7 行事予定等の報告
- 第 8 教育長の報告
- 第 9 報告第 50 号 平成 28 年度生徒指導に関する報告（1 月分）
- 第 10 報告第 51 号 第 5 回学校教育力アップに関する報告
- 第 11 報告第 52 号 全国体力・運動能力調査に関する報告
- 第 12 報告第 53 号 区域外就学について
- 第 13 報告第 54 号 指定校の変更について
- 第 14 報告第 55 号 平成 28 年度美里町議会 2 月会議について
 - ・ 審議事項
- 第 15 議案第 24 号 美里町郷土資料館条例について
- 第 16 議案第 25 号 美里町いじめ防止対策委員会への諮問について
 - ・ 協議事項
- 第 17 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針（案）について
- 第 18 美里町教育大綱（案）について
- 第 19 「平成 29 年度美里町の教育」について
- 第 20 平成 27 年 12 月 4 日付け議会教育民生常任委員会報告書の提言事項「学校給食費補助」について
- 第 21 平成 28 年度美里町議会 3 月会議について
- 第 22 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）
- 第 23 美里町の学校再編について（継続協議）
 - ・ その他
- 第 24 小中学校卒業式及び幼稚園修了式について
- 第 25 平成 29 年 3 月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
- 第 3 教育委員会委員長の選挙
- 第 4 教育委員会委員長職務代行者の指定
- 第 5 議席の決定
 - ・ 報告事項
- 第 7 行事予定等の報告
- 第 8 教育長の報告
- 第 14 報告第 55号 平成 28 年度美里町議会 2 月会議について
 - ・ 審議事項
- 第 15 議案第 24号 美里町郷土資料館条例について
- 第 16 議案第 25号 美里町いじめ防止対策委員会への諮問について
 - ・ 協議事項
- 第 17 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針（案）について
- 第 18 美里町教育大綱（案）について
- 第 19 「平成 29 年度美里町の教育」について
- 第 20 平成 27 年 12 月 4 日付け議会教育民生常任委員会報告書の提言事項「学校給食費補助」について
- 第 21 平成 28 年度美里町議会 3 月会議について
- 第 22 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）
- 第 23 美里町の学校再編について（継続協議）
 - ・ その他
- 第 24 小中学校卒業式及び幼稚園修了式について
- 第 25 平成 29 年 3 月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告事項
- 第 6 平成 29 年度美里町立小中学校管理職人事異動の報告【秘密会】
- 第 9 報告第 50号 平成 28 年度生徒指導に関する報告（1 月分）【秘密会】
- 第 10 報告第 51号 第 5 回学校教育力アップに関する報告【秘密会】
- 第 11 報告第 52号 全国体力・運動能力調査に関する報告【秘密会】
- 第 12 報告第 53号 区域外就学について【秘密会】
- 第 13 報告第 54号 指定校の変更について【秘密会】

午後 1 時 3 5 分 開会

委員長（後藤眞琴） それでは、ただいまから平成 2 9 年 2 月教育委員会定例会を開催いたします。

委員のうち、2 番成澤委員から本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、報告いたします。

現在、出席委員は 4 名であり、委員の過半数の出席を得ておりますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として須田教育次長兼教育総務課長、早坂教育総務課長補佐、岩淵学校教育専門指導員が出席しております。

また、一部の審議事項で追加の説明員として、扇子教育課長補佐兼近代文学館長、伊勢教育総務課長補佐兼南郷図書館長、草刈近代文学館・小牛田図書館主幹及び齋藤青少年教育相談員が入室いたします。

それでは、本日の議事を進めてまいります。

日程 第 1 会議録署名委員の指名

委員長（後藤眞琴） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員長から指名することになっておりますので、今回は 3 番留守委員、4 番千葉委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程 第 2 会議録の承認

委員長（後藤眞琴） 日程第 2、会議録の承認に入ります。調整された平成 2 8 年 1 2 月定例会会議録は事前に配付されており、各委員は既に確認されていると思います。

平成 2 8 年 1 2 月定例会会議録について確認いたします。事務局に修正などの連絡はございましたでしょうか。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） それでは、事務局から修正等について、御報告させていただきます。

1 0 ページ。真ん中の線よりも下です。真ん中の線から 5 行下。「先週の 1 2 月 1 3 日から 1 2 月 1 3 日までの」というふうになっております。「先週の 1 2 月 1 3 日から 1 2 月 1 5 日まで」の誤りでございます。訂正お願いいたします。

1 3 ページでございます。

ちょうど真ん中あたりで、改行があって、「それで、条例の制定につきましては」といった文の後ろのほうになります。「いじめ防止等対策等委員会」となっておりますが、「いじめ防止対策委員会」が正しい表記でございますので、「等」という字を削除させていただきます。

続きまして、1 5 ページ。

上から 1 3 行目、「まず、上お二方は美里町立学校の保護者と代表と」という表記になっておりますが、「保護者の代表」でございます。訂正をさせていただきます。

同じページ、今のところから 1 2 行下、冒頭、「佐々木勝基氏」となっているところの部分でございます。「前学校教育専門指導員」、「前学校教育指導員」となって

おりますが、「前学校教育専門指導員」でございますので、「専門」という字を追記させていただきます。

同じく同じページのただいまのところから3行下、「以上10人の方に対しまして美里町いじめ防止等対策委員会」となっておりますが、この「等」という字がこちらにも余計でございますので、削除をさせていただきます。

同じページ、ただいまのところから4行下、委員長の発言の中で、「それでは、前にもお話しされましたが、人事案件ですので、質問」というふうな表記になっておりますが、「質疑」の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

続きまして、20ページ。上から8行目の文末。「10年えています」という表記になっております。「考えています」の明らかな間違いでございますので、「10年」という字を「考」という漢字に置きかえさせていただきます。

続きまして、34ページ。真ん中辺で、委員長の発言の5行目になります。委員長の発言の5行目の真ん中より後ろ、「放射線技師の仕事」という表記になっておりますが、「放射線科医師」の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

事務局のほうに連絡があった点に関しましては、以上でございます。
委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいま報告がありましたが、会議録の修正など、説明があったことを含めまして、平成28年12月定例会会議録について承認することにしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

日程 第 3 教育委員会委員長の選挙

委員長（後藤眞琴） 続いて、日程第3、教育委員会委員長の選挙を行います。

教育委員会の委員長については、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に「教育委員会は委員（第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く）のうちから委員長を選挙しなければならない」と規定しており、さらに第2項に委員長の任期は1年とするとあります。私の委員長としての任期は平成29年2月19日までとなっております。委員長の選挙は必ずしも一般的な手続である投票によることを必要とせず、指名推選の方法によることも差し支えないとされております。美里町教育委員会では、これまで指名推選の方法により選挙してまいりました。

選挙の方法について、これまでどおり指名推選により選挙してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、委員長の選挙は指名推選とすることに決定いたしました。

それでは、適任と思う方を推選お願いします。

委員（留守広行） 後藤委員長がそのまま続けていただきたいと思います。

委員長（後藤眞琴） ほかに推選はございますか。

(「いません」の声あり)

ほかに推選がないようですので、推選された委員を委員長にすることへの承認を得る形で選挙を行います。

先ほど推選があった私、後藤眞琴を委員長とすることについて、賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

どうもありがとうございます。

挙手全員です。美里町教育委員会委員長は選挙によって、後藤眞琴に決定いたしました。

なお、任期は改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条第2項の規定に基づき、平成29年2月20日から平成30年2月19日までの1年間となります。

以上で、日程第3、教育委員会委員長の選挙を終わります。

それでは、委員長就任の挨拶をここで申し上げることになっておりますので、申し上げます。余計なことは言わないことにいたします。

僕は教育委員を引き受けたときに当時の、今もですけれども、町長に2つこういうことでよろしかったらお引き受けしますということ申し上げたのです。その1つは給食センターの件。これは解決いたしましたので、それからもう一つは子どもたちの基礎学力をできるだけ身につけさせるような体制を整えていきたい、いかなきゃならないと思っている。その点はまだ解決したといえないような状況ですので、これから来年からは学力向上支援員を小中学校1人ずつ配置されるようになりましたので、何とかできるのでないかと期待しております。

それから、学校再編につきまして、これは引き続きやっていかなきゃならないと思っております。まず、中学校の、それと同時に長寿命化計画ですか、あるいは小学校の場合にも考えていって同時にやっていかなきゃならないかと思って、ことしは5年分の働きをしたみたいなお感じでありまして、来年はもっと忙しくなるかもしれませんので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

日程 第 4 教育委員会委員長職務代行者の指定

委員長(後藤眞琴) 次に、日程第4、教育委員会委員長職務代行者の指定を行います。

教育委員会の委員会の委員長職務代行者は、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に「委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」と規定されております。よって、同項の規定に基づき、あらかじめ委員長職務代行者を指定することにいたします。

なお、平成29年2月19日で任期が満了となる委員は成澤委員のみであり、成澤委員については既に御承知のとおり平成28年度美里町議会12月会議におい

て再任の同意が得られ、平成29年2月20日から引き続き委員であります。また、ほかの委員は全て任期中でありますので、委員の異動はございません。よって、現在の委員の中から委員長職務代行者を指定することになります。

委員長職務代行者の指定方法については特段の規定がございませんので、委員長が推薦し委員各位の同意を得たいと思いますが、それによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

そのようにしたいと思います。

それでは、委員長職務代行者に成澤明子委員を推薦いたします。委員長職務代行者を成澤委員に指定することの同意を求めます。委員長職務代行者を成澤明子委員とすることに賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

どうもありがとうございます。

挙手全員です。よって、美里町教育委員会は、委員長職務代行者に成澤明子委員を指定いたしました。

日程 第 5 議席の決定

委員長(後藤眞琴) 次に、日程第5、議席の決定を行います。

先ほども申し上げましたが、委員の異動はございません。委員長及び委員長職務代行者が再選されておりますので、議席の変更はなしとしたいと思います。議席の変更なしとすることにしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、議席はこれまでどおり、委員長である私後藤1番、委員長職務代行者である成澤委員を2番、留守委員を3番、千葉委員を4番、佐々木教育長を5番と決定させていただきます。

【秘密会】

・報告事項

日程 第 6 平成29年度 美里町立小中学校管理職 人事異動の報告

委員長(後藤眞琴) 次は報告事項ですが、報告事項に入る前にお諮りいたします。

以前より申し合わせをしておりますが、非公開事項となる秘密会については日程の最後に行うことにいたします。本日の日程第9、報告第50号 平成28年度生徒指導に関する報告(1月分)、日程第12、報告第53号 区域外就学について、及び日程第13、報告第54号 指定校の変更については、個人情報等を含む議事であります。また、日程第10 報告第51号 第5回学校教育力アップに関する報告、及び日程第11 報告第52号 全国体力・運動能力調査に関する報告については、学校及び児童生徒の学習等への個別な取り組み結果並びにその評価に関する内容で、学校間の格差、偏見につながるおそれがあります。以上のことから、日

程第9、報告第50号から日程第13、報告第54号までの5つの報告については、非公開で行うべきで秘密会とすることが適切と考えますが、御異議ありませんでしょうか。

教育長（佐々木賢治） 委員長、すみません。秘密会ですがもう1件追加をお願いしたいんですけども。

委員長（後藤真琴） はい。

教育長（佐々木賢治） 日程第6の平成29年度美里町立小中学校管理職人事異動について。これ、これ人事案件でございますので、秘密会の取り扱いをお願いしたいと思います。

委員長（後藤真琴） 今、教育長さんからありました人事案件の件について、秘密会扱いとしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

委員長（後藤真琴） それでは、そのようにしたいと思います。

そうしますと、「日程第6、平成29年度美里町立小中学校管理職人事異動の報告」並びに日程第9、報告第50号から日程第13、報告第54号までの6つの報告について、秘密会とし、議事進行はその他日程第25、平成29年3月教育委員会定例会の開催日について」が終了した後に行いたいと思います。

秘密会においては傍聴者の皆様の退出をお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 委員長、すみません。

日程第6の管理職の人事異動の報告の部分だけですね、この部分だけちょっと急ぐ案件でございますので、一番後ろじゃなくて、この部分だけは秘密会ですけれどもこの順番どおりをお願いしたいと思います。

委員長（後藤真琴） それじゃ、訂正。今、早坂課長補佐からありましたように議事を進めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、そのようにしたいと思います。

教育長（佐々木賢治） ありがとうございます。

ちょっと補足、今の件について、先にやっていただく理由は、ここで管理職の人事異動について教育委員会の承諾を得た時点で、本日まで、県教育委員会のほうに教育長より報告をしなくちゃいけないことになっています。そういった関係で秘密会扱いなんですけど、先にやらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【以下、秘密会につき会議録の調整なし】

秘密会開始 午後1時56分

終了 午後2時01分

教育長（佐々木賢治） 休憩をお願いします。

休憩 午後 2 時 0 3 分

再開 午後 2 時 1 3 分

報告事項 日程 第 7 行事予定等の報告

委員長（後藤眞琴） 日程第 7、行事予定等の報告を事務局から報告お願いいたします。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） それでは、事務局から、行事予定等の報告について報告いたします。

お手元に配付しております 3 月の行事予定表に基づいて報告をさせていただきます。

まず、3 月 1 日です。3 つの行事がございます。町の関係する部分に関しましては、町内の小中学校の校長会議を予定しております。それから、町内の園長所長会議を予定しております。

町の行事ではございませんが、同じくこの日に南郷高等学校の卒業式が予定されております。教育長のほうに案内が届いております。

続きまして、2 日、美里町議会 3 月会議が 2 日から開催される予定です。例年、3 月会議に関しましては長くてですね、3 月の恐らく 2 2、2 3 あたりまでかかるものと思われま。

それから同じく 2 日ですが、はなみずき教室を予定しております。なお、はなみずき教室については、9 日、1 6 日、2 3 日と同じように開催する予定となっております。

それから 3 月 8 日、高校入試の後期選抜試験でございます。

次に、3 月 1 0 日、町内中学校の卒業式となります。本日の最後のほうのその他で卒業式の出席者のお願いをする予定でございますので、そのときまた触れさせていただきます。

1 5 日、大崎けやき教室の閉所式ということで、町内から 1 人の子どもさん、通っております。大崎のけやき教室閉所式ということでございます。閉所式っていわゆる終業式ですね。けやき教室の終業式ということになります。

続きまして、定例行政区長会議ということで予定されております。

それから 1 6 日、高校の入試後期選抜の合格者発表の日となっております。それから、町内幼稚園の修了式を予定しております。

翌 1 7 日、町内小学校の卒業式を予定しております。

3 月 2 4 日、小中学校の修了式と幼稚園の終業式でございます。

2 8 日から 3 0 日にかけて、小中学校の教職員の離任式、それぞれ予定されております。

3 月 3 1 日、町の職員の退任式ということで予定しております。退職辞令あるいは出向辞令等の交付がございますので、委員長の出席をお願いいたします。

それから、3 月ではございません、4 月になってからになります、4 月 3 日に

町の辞令交付式が開催される予定でございます。やはり教育委員会関係の辞令交付等がございますので、委員長の出席をお願いいたします。

3日、同じく教職員の一齐赴任日となっております。

さらに4月5日、町立小中学校教職員の宣誓式を予定しております。教育委員の皆さんにも御出席をいただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

4月10日、29年度の1学期の始業式と予定されております。

同じく4月10日、小中学校の入学式を予定しております。

4月11日、幼稚園の入園式、予定しております。

4月28日、転出入教職員の歓送迎会の予定をしております。

先ほどお話し忘れましたが、4月3日、町の辞令交付式の日には教育委員さん、委員長さんも例年全員出席していただいていたのですよね。終わってから、第1回の教育委員会ということで、教育委員会部局の職員との顔合わせを含めてということで、予定となっております。

なお、詳細に関しましては3月の定例会の際に詳しい内容についてさらにお話しをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの報告に質問などございますか。

教育長（佐々木賢治） よろしいですか。

委員長（後藤眞琴） はい。

教育長（佐々木賢治） 1つだけ、欄外にある4月の28ですが、転出入、次に管理職という文言。管理職の歓送迎会になります。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございませんか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、行事予定等の報告を終わります。

報告事項 日程 第 8 教育長の報告

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第8、教育長の報告」をお願いいたします。

教育長（佐々木賢治） それでは、プリントに沿って報告いたします。

まず、1番目、2月の校長会定例会での教育長指示連絡ということでお話ししております。裏面に抜粋したものを載せましたので、ごらんいただきたいと思います。1番目はそのとおりです。

2点目ですが29年3月31日、4月1日付教職員の人事異動関係についてと。先ほども関係の部分ありましたが、（1）の第2回人事調整会議と2月20日、来週月曜日に予定されております。

それから、教職員の異動関係の内々示が3月3日金曜日、これは個人ごとに校長のほうから「あなたは留任です」「あなたは転出でどこそこの町です」とそこまで内々示を行います。

それから の内示は3月17日、小学校の卒業式の日であります。このときには学校、「あなたはどこそこの小中学校に転任です」とか、そこまで校長のほうか

ら個人、個人にお話しがあります。なお、その日4時以降に校内でも発表すると、例年より1週間早い日程です。仙台市との関係があるようです。

それで、先ほど申し上げましたが新聞発表が3月24日の夕刊、そして25日の朝刊。そのときにいわゆる公表ですね、そういう事務日程になっております。

それから、3番は省略します。

4番であります。管理、運営等について。不登校児童生徒の給食費の取り扱いについてということで、今教育委員会で次のように考えています。不登校、1カ月以上、長い児童生徒であるともっともっとありますが、給食費を納めていて不登校、納めているが実際食べていないと、その辺の実態調査をして、食べていない子どもには町のほうで返金しようと、そういう考えでいます。なお、保護者のほうからうちの子も休みがちなんですけど給食はとめないで下さいと、明らかにそういった意思表示あった部分については、ときどき食べたりもしていますので、その辺も精査をしていただけるものはいただくと。ほとんど来ていない生徒で給食費納めていた生徒には返しませうと。なお、これは学校の方針ですけれども、給食どうしますかと、こっちで勝手にとめますということは言えないんですね。そうすると、学校に来るなど、そういうふうにとられても困りますので。ですから親御さんのほうから申し出があれば学校として「じゃあ、とめます」と、そのかわり突然学校に来ても給食は何とかしますからと、そういった教育的な配慮でやるのが普通であります。中には不登校で給食費払ったのでその分返してほしいと要望のある親もいます。そういうことを校長会でお話しをしてあります。

あと、大きな5番ですね、卒業式、修了式、入学式もそうなのですが、卒業式、そういった儀式的な行事という認識を子どもたちに持たせてきちとした態度で実施してほしいということをお話ししてあります。

それから、後で報告しますが、美里町特別支援教育研修会、2月10日に実施してあります。

教職員の一斉赴任について、先ほど早坂補佐から4月の前段の部分の予定表、報告しましたが、4月3日午後1時半に管理職、教頭、校長、この教育委員会に1回来ていただいて、そして教育委員会の簡単な方針等のお話しを聞いたあと2時に各学校に行ってください。一般教職員は3時、管理職が先に着任した後に一般教職員は赴任することになります。

なお、新任の教員については何名かいますが、いますというか、何名か配置される予定であります。翌日の出勤になります。4月5日1時半から南郷庁舎大ホールで宣誓式を予定しております。

前面のほうにお願いします。そういったことを校長会で確認しております。

大きな2番、主な行事、会議等ではありますが、1月の27日、市町村教育委員、教育長研修会、ホテル白萩で行われております。委員長と私が出席をしました。文科省からのいろんな説明とか県教委からの説明等を受けております。

31日火曜日、教育委員会臨時会を開催させていただいております。

それから、2月の9日ですね、美里町議会2月会議。内容については、今日報告の第55号でしたか、そこで中身、補正関係であります。そのときに報告させて

いただきます。

それから、10日、町内校長会、先ほど抜粋して申し上げた内容を連絡してあります。

10日、同じ日に3時からですね、この南郷庁舎の多目的ホールで特別支援教育研修会ということで、発達障害を中心に、そういった子どもたちとのかかわり方についての研修会。宮城学院大の教授をお招きして、町内の教員補助員、特別支援教育支援員、あるいは特別支援教育に直接携わっている教職員、教頭、校長、管理職も含めまして、保育所も幼稚園も含めまして100人ほどですね、参加して研修会を実施しております。

それから、きのう、小牛田中学校で道徳教育研修会とそこに書いてありますが、P4C、というこれは外国でのいろんな手法なのですが、そういった研修会に私も参加してきました。

それから、16日、今日ですね。

今後の主な予定としまして、来週月曜日美里町議会全員協議会、9時半と書いていますが、時間はちょっとこれ確認させてください。（「はい」の声あり）時間はまだわからないので。全協の開始時間、変わる可能性があります。委員長と私と須田次長が全協に出席いたします。内容は学校再編についてのことを議員の方々にお知らせするという予定であります。

22日水曜日、美里町いじめ防止対策委員会、10名ほど対策委員をお願いしております。既に教育委員会で承認をいただいておりますが、あの方々による委員会を開催する予定であります。

それから、23日、課長会議、この日が一般質問の締め切り日、3月会議のですね。課長会議で一般質問の内容等々の報告があります。

それから、25日、採用試験の面接、これは美里町職員採用面接であります。

翌26日、剣道大会ありますが、その傍らですね、教育委員会関係もありますけれども、非常勤職員29年度の非常勤職員、10名程度募集していますけれども、その面接を行います。栄養士2名とかですね、教員補助員、4名が欠けています。そういった非常勤の面接をあしたまで公募ですね、公募。申し込みはちょこちょこあるようです。

それから、28日午後、小牛田中学校の3年生を対象に町議会議員による出前講座、出前授業ですね。予定しております。不動堂中学校、南郷中学校、1月の後半に終わっていますが、子どもたちの感想文等々読みますと大変勉強になったという素晴らしい感想文をいただいております。議会のほうにそれを届けてあります。

それから、4点目ですが、公立高校の前期選抜入試結果について。そこ人数だけ載せました。3校合計で110名、男女合わせて110名受験をしまして、合格者が71名、7割強ですね、合格。いい成績だなと教育長としては思っております。3年生在籍が201名、ですから半分以上が前期試験を受けているんですね。あと、後期試験が3月にまたありますが、それぞれ志望する学校に合格してほしいなと思っております。私立は既に決まった、あるいは定時制等々決まった生徒もいますがここには載せませんでした。

最後、その他であります。中体連新人大会で不動堂中学校の1年生の女の子ですね、佐々木さんが優勝して大変すばらしい成績を収めています。

以上、報告終わります。よろしくをお願いします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございました。

ただいまの報告に質問など、あるでしょうか。

それでは、僕から質問します。この不登校児童生徒の給食の取り扱いについて、これ今までどんなふうになっていたのでしょうか。

教育長（佐々木賢治） 公費でそれを返すとか、そういうことはもちろん今までは公会計でありませんでしたので、全部学校で集金をして学校で対応していましたので、そういうように返金するとかそういうことはないようでした。南郷は公会計ですが、そういった返金とかそれもしていませんでした。ただ、親御さんが最初からもう給食とめてくださいと申し出があったのがほとんどのようでした。直接返金を要求するとか、そういう事案はありませんでした。

委員長（後藤眞琴） この不登校の場合でも最初に給食費の今、公会計、いわゆる公会計になりまして、契約関係になりまして出してくださいというお願い、出すことになっていますよね。不登校、それはもう中学1年に入った場合、あるいは入学した時点でそれはもうずっと継続する、届け出がない限りは継続するということで、不登校の場合には特別な扱いをしなくてやっぱり不登校のままにいる子どもに対してどう対応するのでしょうか。

教育長（佐々木賢治） 中学校に入学するとき、あるいは小学校に入学するとき、1日入学のときにそういった給食の申し込みというのですか、個人ごとに全部用紙を配付してそういった手続をとってもらっています。ですから、最初から希望者じゃなくて、一応教育の一貫として、給食というのはよっぽどの事情じゃない限りです。食アレルギーがすごくひどくてとても大変な子どもは弁当持たせてくださいという子ども以外については、全員給食の申込書、そういった手続をとらせていただいております。

委員長（後藤眞琴） この前のときには一応こっちでお願いして、出してくださいというあれを出さないかぎりには出ないようなシステムになっていましたよね。給食を出してもらう父兄、保護者というんですか。

教育長（佐々木賢治） はい、申込書を書いていただくということになっております。

委員長（後藤眞琴） これ不登校の場合には、小学校から不登校で中学校になってもそれがもし子ども、父兄も来ない場合なんかは、そういう例は今までなくて。

教育長（佐々木賢治） 小学校のとき不登校だから、中学校も不登校ということではないという想定のもと一応お願いするという。

委員長（後藤眞琴） それで申込用紙を出してもらって、それで今年度からは送金もあり得ると。（「はい」の声あり）送金じゃない、返金もあり得ると。さかのぼってはない。

教育長（佐々木賢治） 今年度から。

委員長（後藤眞琴） 今年度から始まる。

これ、議会でも一度聞かれたことあるのですけれども、公立高校前期、後期と分

かれていますよね。これ、今度から、この前の研修会るとき、今度一本化に絞る方向で考えているというような報告ありましたよね。これ、今まで中学校のほうから「いや、やっぱり前期試験は2つに分かれているのはおかしいのではないか」とかいう意見は、美里町の場合は出てくるようなことはなかったのですか。

教育長（佐々木賢治） 現在の制度についてどうですかとか、そういうアンケートはもちろん県のほうからはありませんので、そのことについて議論したこともございません。ただ、県教委のほうでは今見直しをかけている、この間の市町村教育委員・教育長研修会の話題にありましたね。

委員長（後藤眞琴） 校長会ではそういう話は出たことはない。

教育長（佐々木賢治） まだ出ていないのですね。

委員長（後藤眞琴） はい。ほか、何かございますか。

なければ、教育長の報告を終わります。

それでは、さきに協議したとおり、日程第9、報告第50号から日程第13、報告第54号までの5つの報告については秘密会となりましたので、議事は本教育委員会の最後に行います。

報告事項 日程 第14 報告 第55号平成28年度美里町議会2月会議について
委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第14、第55号平成28年度美里町議会2月会議について」をお願いいたします。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 委員長すみません、事務局側の勝手なお願いで申しわけないのですけれども、日程14の前にですね、先に進んで日程第17、美里町近代文学館・南郷図書館運営方針について、こちらを先に御協議いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（後藤眞琴） 今、事務局のほうからそういう申し出がありました、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

じゃあ、そういうふうにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

協議事項 日程 第17 美里町近代文学館・南郷図書館運営方針（案）について
委員長（後藤眞琴） それでは、協議事項、日程第17、美里町近代文学館・南郷図書館運営方針について、協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 追加の資料を配付させていただきます。

委員長（後藤眞琴） それでは、審議事項に入ります。「日程第15、議案第24号美里町郷土資料館条例について」を審議いたします。

事務局から提案理由を説明をお願いいたします。

委員長（後藤眞琴） ごめんなさい、間違えました。訂正いたします。

日程第17 「美里町近代文学館・南郷図書館運営方針について」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。じゃあ、よろしく申し上げます。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） よろしくお願ひします。

今日、御審議の時間をとっていただきまして、大変ありがとうございます。感謝申し上げます。近代文学館扇子、それから伊勢館長、それから草刈主幹ということ出席しております。資料に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

あらかじめ配付させていただきました美里町近代文学館・南郷図書館運営方針というものがメインの資料になっておりますけれども、そのほかに本日補足資料としてお配りいたしました文部科学省から出ております「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」というものと、それから図書館のほうで以前ですね、実施しております利用者の方々へのアンケート調査、その速報を1月末時点でまとめております。それに基づきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、美里町近代文学館・南郷図書館の運営方針というものをお手元のほうに御用意いただければと思います。

この部分につきましては、過般、昨年3月にですね、美里町近代文学館運営審議会におきまして方針が出されておりました。御案内のとおりさまざまな近代文学館の運営のありかた等々についての答申書が出ておりましたけれども、いずれその答申書をもとにいたしまして運営方針を作成すべきであるというふうなこともありまして、学校のほうにですね、それに基づいてこの運営方針を案として作成したわけでございます。また、なおかつ文部科学省のほうから出されました図書館の設置及び運営上の望ましい基準というものが平成24年の12月に改正になっておりました。これについて公立図書館の運営のあり方という基準のようなものが示されておりました。そういうものを参酌しながら公立図書館については運営をすることというふうなことになったようでございます。それに基づきまして今回運営方針を策定したという部分でございます。

今申し上げました部分につきましては、1ページ目でございますが、運営方針の1ページ目でございますね。こちらのほうに第1、策定の目的ということで記載しております。ただ、申し上げました文科省のほうで出されました基準についてはこの1ページの下のほうに、下の段、最後の段ですけれども、にございます。平成24年に改正され、これに基づいて今回策定したという内容でございます。詳しいことは草刈主幹のほうから事細かにありますけれども、今回この運営方針の骨組みとなるものをまず御説明したいと思います。

その内容はでございますが、ページ数からいきますと6ページでございます。6ページ、7ページのですね、これからの美里町近代文学館の運営サービスということで、運営基本方針というものがございます。 から まで記載しておりますけれども、これが過般、運営審議会のほうで方針を出されました運営基本方針とほぼ合致するものでございます。

そして、この運営基本方針に基づきまして今回この方針書の中で骨組みになるのが、9ページでございます。ここでは貸し出しサービス、図書の貸し出しサービスという部分をうたっております(2)でございます。ここでは、まず9ページの(ア)でございますけれども、乳幼児、児童へのサービスという部分、それから(イ)として項目だけしか下のほうにないのですけれども、青少年(ヤングアダルト)サー

ビス、それから10ページには真ん中ら辺にですね、(ウ)成人、社会人へのサービス、そして下のほうには(エ)の高齢者へのサービス。

そしてページが変わりまして、ここまではごらんになっていただくとわかりますが、乳幼児から高齢者までの各年代別と申しますか世代別のですね、サービスのあり方を新たに規定いたしました。これをやることによりまして、具体的に各年代層、世代にどのような図書の図書館としてのサービスを行ったらいいのかということ、これは各全国の自治体をちょっと代表的なところを見てみましたが、そういうところの事例を踏まえながら、また実際一関市図書館のほうに研修をしているいる学びも深めながらこの辺の世代別のサービスを充実させていこうという目標を明確化してみました。

それから、さらに(オ)として来館困難者サービス、座ってよろしいですか、はい、失礼します、じゃあ座らせてください。まず、ここからは特別な事情を抱えていらっしゃる町民の方ということで、生活上、それから身体上の御事情のある方ですね、いらっしゃいますが、まず(オ)としては来館困難者の方、いらっしゃいます。御高齢など、あとは障害を抱えられている方へのサービスのあり方を考えていこうということでございます。ちなみに、ここで11ページの上のほうで障害者の碍という字でございますが、あえて害という、被害の害というのですかね、そういう字は使っておりません。意識的にこの障害者の碍という字を使っておりまして、そのような表現にしております。

それから、(カ)の行政機関へのサービスということですが、自治体の図書館としての機能としてはやはり我が美里町の職員の方々に対するいろんな行政資料、参考書等もですね、対応できる体制にしたいとか、いろんな災害情報なども行政資料として収集していこうとかいうふうなことも記載しております。

また、(キ)でございますが、調査、相談、サービス。これが図書館の一つのメインのサービスの一つになっておりまして、レファレンスサービスと俗にいいですけども、利用者の方々のさまざまな疑問にお答えするような形のサービスの展開でございます。

それから、(ク)の地域資料サービス、これは歴史的な資料がメインでございますけれども、あとは現代におきます新聞記事のスクラップなどの作成による資料の蓄積、データ整理など、また当館には文化財係もおりますので、文化財係のほうと協力した歴史的公文書保存の検討ということもうたっております。

それから、次のページには、図書館と他機関との連携という部分で、実際そのうちの図書館では賄えない部分を他の、国立国会図書館とか県図書館、ほかの自治体の図書館と連携を図ることによって利用者の方のニーズに応えていこうということにしております。

この辺が運営基本方針、運営方針としての一番骨組みになるところかなというふうに理解しております、この部分を具体化していこうということでございます。

それから、15ページになろうかと思えますけれども、近代文学館には我が町から出ました千葉亀雄さんの文学室がございます。千葉亀雄さんの著作集などを読み解く住民有志の会の方もいらっしゃいます。活動を活発にさせていただいております

けれども、そういう方々との連携を図りながらももっともっと千葉亀雄さんの業績というものを町民の方に知っていただくということをメインにここでは運営方針を立てております。私も昨年の4月に図書館のほうに配属になりましていろいろ拙い勉強ではございましたけれども、学ばせていただいているのですが、どうもやはり千葉亀雄さんという方は日本の文学史に残る大変功績のある方ということで、特に過去、そうですね、大正時代から昭和初期におきまして文学史の中でもモダニズムというそういう思想が文学界の中にあっただようですけども、そこでの一大文学派閥と申しますか、そういうものを世に送り出したという方でもあります。新感覚派と呼ばれる、そういう文学史に残るグループの活動を世に紹介されておりまして、例の川端康成さんなどがその所属されていたということですね。そういうジャーナリストとしての千葉亀雄さんの業績をもっともっと幅広く知らしめるべきではないかなというふうなことで、ここで千葉亀雄を読む会の皆さんと協働して今後事業を進めていきたいなという部分も考えております。

それから、17ページになるうかと思えますけれども、17ページには第4として町民ギャラリーの利用、それからそういった現状と課題というところであげております。それでここ、私も昨年4月に近代文学館のほうに配属になりまして、いろいろ状況を見ておりましたけれども、もう少しやはり基本、町民ギャラリーの使用率を上げるべきではないかなというふうなことで、町内で活躍しておりますさまざまな絵画なり書道なりの芸術グループの方に呼びかけをさせていただきまして、この現状のところちょっと書いてあるのですが、平成28年度におきましては企画展をふやしまして約5割弱の利用率から6割強の利用率に今年度はなる見込みでございます。回数にいたしましても14回、27年度、であったものが今回は20回というふうに数えることができるかなと考えております。

また、これはいろんな絵であったりとか習字であったりとか書道であったりとかですね、陶芸であったりとか、そういう方々との交流を深める中でいろいろアイデアをいただいているところですが、やはり町内でも中央の公募展に応募しまして見事入賞、入選されている方もいらっしゃいます。そういった中央の公募展に出品されましたさまざまな作品を集めて、そしてギャラリーを利用して町民の方々にごらんになっていただくというふうなことを来年度は考えていきたいなと思えます。

また、ギャラリーの利用については、近代文学館の運営審議会でも御意見をいただいているところですが、やはり町民ギャラリーというのはもう少しおもしろくやっていただきたいというふうなことがございました。その一つには、他の自治体にある美術館、博物館などでの展示されている作品などをお借りして町民ギャラリーで展示することはできないかというふうなご意見が出されるなど、それは予算の関係とかが出てきまして即答はできない部分ではあるのですが、そういった御意見もいただいております。常にお隣の大崎市にある吉野作造記念館のほうとちょっと協議をしております、たまたま千葉亀雄さんと吉野作造さんが、これは資料にはないんですが、吉野作造さんと千葉亀雄さんが同じ生まれ年でありまして、なおかつ現在の仙台第一高等学校のほうで同じ、学ばれたということもありまして、千葉亀雄さんはその後吉野作造さんが大正デモクラシーの運動をなさったときにそ

れを支持したというような経過もありまして、さまざまな交流もあるのかなというふうに理解しておりました。そういった人と著名人と著名人のつながりをもとにした何かそういう企画展ができないかなということで現在吉野作造記念館の文芸員の方と事前の打ち合わせをさせていただいているところでございます。

そういうところでございまして、今回運営方針を企画作成させていただきましたが、私のほうからこの冊子の中にあります大きな流れと申しますか、そういうことを今御紹介させていただきました。この詳しい部分については、今度草刈主幹のほうから御説明いたしますので、よろしくお読みいただきたいと思います。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） 今、館長が申しましたとおりなのですが、すけれども、その中でこの方針をつくる中ですね、まず現状を洗い出ししましょうということで、2ページ、3ページで現在の図書館の状況をここで打ち出しております。今、資料の貸し出し状況ですとか予約ですとか実務に関してのことがここではうたわれております。こちらはちょっとお読みいただければいいかなと思うのですが、すけれども、大きなところだとやはり資料の貸し出し、返却業務がかなりふえてきて、あと大崎広域圏との流れとかもありますので、そういったことも踏まえて今後の運営方針を固めていきたいというふうに考えています。

それから、図書館の業務の中で核になるのが資料の収集・保存、それから利用、それから情報提供のサービス、あとは地域資料の保存というところが大きなところになってきますので、そういったところを考えています。

その課題が4ページまで、それぞれですが18項目まで上がっております。そしてこの現状を踏まえた上で課題が一体何かということなのですが、すけれども、まず貸し出しの増加がふえることによって予約リクエストがふえていくと。そしてその利用者のニーズに応えるために資料の収集、計画的な収集を行っていかなければならないということで、運営方針とは別に収集方針というものも今回確定いたしました。

それから、貸し出しのほかにレファレンスコーナーも今求められているところが大きいところですので、こちらにも応えていかなければならない。それで今ですと図書だけでなく、インターネットからの情報を提供するというのも大きなものになっていますので、そこをどのようにして利用者の方たちに提供していくかという、環境を整え、さらにそれを提供できる職員のスキルが必要となっている。

それから、図書の選定なんですけれども、定期的に今行っているのですが、すけれども、全体的にやはり予算が少なくなっているというところで、あとおそらくこれから消費税も増加していくというところで、今後その資料収集をどうやっていくか。

それから、4番目ですが、地域資料に関しても積極的に収集しているのですが、すけれども、今後とも南郷でも地域差が今ありますので、その地域差をどのように埋めていくか、それが課題となっています。それを埋めるためにも行政関係の資料ですとか、町でしか持っていないような資料をこれから積極的に収集していかなければならないということです。

それから、5番目で、来館困難者へ宅配を行っているのですが、すけれども、まだそれほど人数的に多くはないので、おそらく潜在的にまだ利用されていない方がいらっしゃるかと思うので、そちらの方たちへのPR，周知をしていくと。

それから、6番目として文化財の歴史的資料の目録を図書館システムで管理してデータ化すると。そうしますと、今南郷の歴史的行政資料というものを文化財のほうでは整理をしているんですけども、それもシステム上で管理することによって検索ですとか、そういうときに活用できるのではないかと。

それから7番目としては、図書館ではお話し会とか児童サービスのことをやっているんですが、それを読み聞かせボランティアの方たちと協働で行っていますので、そちらの方たちのスキルアップの講座とかそういったことを伺いつつ、ボランティアの方たちが活動しやすい環境づくりをしていきたい。

それから、8番目として利用される年代層で見ると、中高生の利用がどうしても少なくなってきていますので、その年齢層にどのようなアピールをしていくかというところが課題となっています。

それから、9番目としては、在宅とか朗読CDなど、体の不自由な方とか障害を持っている方とかあと高齢者の方たちの利用する資料を提供するんですけども、そこもちょっと数が少なかったりするので、そういったところをどのように補っていくかというのが課題となっています。

そしてこれらの現状と課題を踏まえまして、運営サービス、運営基本方針として7つ柱をそこに立てています。1番目として常に町民の身近な施設として積極的な資料提供と資料の案内に努め、いつでも誰でも利用できる近代文学館を目指します。2番目として、教養、調査研究、レクリエーション等に対応できる資料収集、情報の提供を行ってまいります。3番目として、地域資料の収集、整理を的確に行い、地域の発展、まちづくりに貢献できる情報の発信拠点を目指します。4番目として、乳幼児、児童、青少年の読書活動の推進と学校図書館との協議により美里町の子どもがいつでも身近で本と親しめる読書環境を提供し、子どもの読書活動を支援してまいります。5番目として、行政資料に関する情報提供を充実します。6番目として、町民やボランティアと連携し、協働して図書館活動の充実を目指します。7番目として、生涯学習の場として子どもから高齢者までみずから学び、芸術文化に触れられる拠点づくりを目指します。この7番目をもとにして、それぞれのサービスを行っていききたい。

活動サービスについては先ほど館長が申しましたので、私は資料保存のところをもっとこうお話ししますが、資料は、図書館の中で資料収集というのはかなり大きなウエイトを持っていて、市販されているものもですけども、特に地域資料などは美里町でしか収集できないものというものがありますので、そういったものを収集していきたいというところです。

小牛田図書館は、中央館として貸し出しサービスの充実、利用者が問題解決を行うための資料収集、地域資料の保存、各機関との連携の業務を充実してまいりますということ。

南郷地区館は、場所的にも学校ですとか教育施設が集まっているところにありますので、児童サービスと実用書の提供等をして地域密着型の図書館を目指します。図書館は、さまざまな問題解決の支援を目的として資料情報の提供を行います。先ほどの課題ですとか現状も踏まえまして、図書だけの資料ではなくて、インターネ

ットとかの情報の提供もあわせて行っていくということです。

それから、4番目が地域資料の収集保存、整理等の業務を行っていきます。

5番目が対策による資料提供の充実とありますけれども、これはやはり資料がなかなか全てを自館だけで提供できることではないので、県立図書館ですとか国会図書館、その他、図書館などと連携をして資料を提供していくということになります。

そして、資料情報提供サービスというところで、こちらの美里町小牛田・南郷図書館資料収集基本方針に基づいて資料収集していくと。

というところで、あとは、館長が先ほど申しましたところと重なっておりますので、このようなところでまず御審議いただければと。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 再度私のほうからでございますが、いろいろ委員の皆様の方から御意見をいただく一つの材料になるかなと思いついて、アンケート調査を実施しておりましたが、その結果を御紹介、少しの時間で御紹介したいと思います。これには利用者の方の生の声が入っております、速報ということで出させていただきましたけれども、まず表紙をめくっていただきますとどのような形でアンケート調査を行ったかということなのですが、ちょっと細かい字が多くて見づらいたとは思いますが、Qの1、Qの2、Qの3ということで問いの番号がございます。そして、その次の裏にQの4、Qの5から自由記載欄のQの6までなのですが、このような設問を設定してそして回答を受けました。その回答なのですが、ちょっと横になっている部分、1ページということになりますけれども、まず問いの3、Qの3について図書館サービスについてはどのような感想を持っていらっしゃるのかなということで、これは（小牛田）となっておりますが、小牛田図書館の部分の集計でございます。実際、9月の中旬から11月いっぱいまで図書館でアンケートを設置しまして利用の方に書いていただいたのですが、サンプル数としては合計欄に112という数字が列挙されておりますけれども、小牛田の図書館で112名の方がアンケートに御協力していただきました。

実数と構成比というふうにありますけれども、構成比のほうちょっとごらんになっていただきたいと思っております。御提供申し上げている本とか雑誌の種類や内容ということで、1番目で設問がありますけれども、そちらにどういう満足度があるのかなということで設問としては大いに満足からどちらかといえば満足、どちらともいえない、どちらかといえば満足していない、全く満足していない、あと無回答の方もいましたので、これについて数字をまとめております。小牛田の場合は本や雑誌の種類や内容については大いに満足が24%、それからどちらかといえば満足が45%で、69%の方がおおむね満足というふうな感想をもっているのかなというふうに数字をつかんでおります。あと、ごらんになっていただくような状況ではございますが、5番のですね、インターネットを利用することが満足するのどちらかといえば満足なのかというところで、この辺はちょっと数字が低いのかなというふうに思います。ただ、大体は年配の方とか御家庭の主婦の方とかが昼間の利用が多いということもあるのかですね、インターネットを利用することの5番以降は余りちょっと数字が高なくて、無回答もこの辺はちょっと多く出ております。そういう状況でございます。

あと、次の2ページは南郷図書館についての満足度調査になっております。こちらは構成比のほうで見ていただきたいのですが、1番の本や雑誌の種類や内容については、80%の方が満足、大いに満足かどうかといえば満足というふうな数字が出ております。それから、新聞種類や内容、17%が大いに、それから49%がどちらかといえば満足というところでございます。こちら5番以降は余り数字が高く出ておられますので、利用される方がちょっと限定されている状況かなというふうに思います。

それから、3ページなのですが、今お答えいただいた内容について自由記載欄も設けておまして、Qの3図書館サービスについてお尋ねします。こちらはどちらともいえない、どちらかといえば満足していない、全く満足していないという不満を持っている方ですね。

図書館サービスについてのお尋ねのところで大体つかんでいただけたと思いますが、1点だけ、クエスチョンの3でいろいろ御意見いただく中で、雑誌の購読がちょっと御不満持っていられる方もいるということで、新年度からは中央公論という雑誌を購入するというふうな考え方を持っております。

以上のことを御報告申し上げまして、報告にかえさせていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。ただいまの説明に意見や質問などございますか。

ちょっと厳しい質問になるかもしれませんが、この最初の美里町近代文学館・南郷図書館運営方針で、策定の目的というところで、これで、何で策定したのかといいますと、どうもこの文部科学省で定めた図書館の設置及び運営上の望ましい基準が平成25年に改正された。それで、この運営方針を考えました。そういうふうにしかなかったんですけれども、そうすると、美里町の図書館というのは一体全体どういうものなのか。これが基本的にないと運営方針も出てこないのではないかと。それで今日これ資料いただいた、まだ読んでいないので、今のこのアンケートも今の体制を続けていく上でどういうサービスとか、ちょっと見ただけでそういう聞き方、今の体制でいいのだという、僕だったらこのアンケートのとり方についても美里町のこの小牛田図書館、南郷図書館をどういうものにしたらいいと思っておりますかね、そういう視点が欠けているのではないかと。僕、図書館のほうに少し興味ありますので、ほかのところをこう見たらやっぱり「この図書館こういうものを重点的にやっていくのです」という、そこからいろんなことを考えていく。ですから、資料の収集でお金がないからそれを何とかやりくりしていくのだという、そのためにはどうしたらいいのか。この地域資料、美里町の図書館、地域に重点を置くのだ、そうしたらその地域資料をいろいろ集めなきゃならない。その集め方もというのが地域資料になるのかとか。この千葉亀雄だって、どういう形であの文学館を生かして美里町の図書館のこういうものであるのか、それと連携、どうなるか。それから、何でしたっけ、この千葉亀雄、それからこのギャラリーとの関係。そういうもの、ここから見えてこないのですよね。ですから何を、方向がどこにあるのかという、これそういうもの、美里町のこれからの図書館はこういうものにして、南郷図

書館とこの本館との関係はこういうものなのだというものをきちっと決めてやっていかないと、今までのものずっとやっちゃうのではないかという、これなのか、13ページにある美里町が町民が参画する図書館運営と今までのもの、町民が参画するって参画って計画のところから入るってという意味ですよ。単なる参加とは違って。だから、これ書いてあるのはまず今までのものですよ。こういうもので、あれ大丈夫かなという感じするのですけれども、ちょっと厳しい。それから、21ページにある美里町小牛田・南郷図書館資料収集方針って、これいつつくったのですか。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） これは、今までありました資料収集方針を階層別、先ほど申し上げましたけれども、階層別の貸し出し方針なども加味しながらそれをちょっと抽象化してつくったような形になります。

委員長（後藤真琴） これ、今回つくったのですか。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） そうです、はい。

委員長（後藤真琴） これ、収集資料の種類、2つなっていますよね。（1）でこうなっていて、次、4のところを見ますと種類別資料収集ってなって、この今度2に掲げてあるのと違ったような形になっているのですけれどもね。これ、普通だったら（1）で図書ってやって一般図書って、図書の中で一般図書と、次、児童図書がありますよって、そういうような格好でなってくるのではないかと思うのですけれども。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 収集資料の種類と4の種類別資料収集が合わないということですか。

委員長（後藤真琴） 合わない。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） すみません、図書のところが一般図書と児童図書で分けてしまったのでちょっとずれてしまったというところが。

委員長（後藤真琴） そうしたら図書をね、これ（1）で2番で収集資料の種類、（1）図書だから、それを持ってきて、その下に一般図書と児童図書と分けるような形にするのではないかと。それで、逐次刊行物はこの番号の打ち方の2になるんじゃないかと思うのですけれどもね。

それから、先ほど説明あった「障害者」の使い方、今度ここでは「害」になっているのですよね。字が。そういう、それ細かいところなのですが、あとまあいろいろあるのですけれども、やっぱり僕、繰り返しになりますけれども、美里町の図書館はこういうものにするのだと、そういう方向をきちっとした上でこういう運営方針でいきますよっていうものがなければもう全てこの何ですか、国が決めた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」っていうものに合っていればいいのだということになるのではないかと。例えば僕の調べた感じで、このヤングアダルトね、それをこのヤングアダルトの本離れが多いからそれに特化してやっていく図書館なんかもあるのですよね。ただ、そういうのを掲げただけでいいのだったというものではなくて、美里町の図書館はどういう方向でいくのか、きちっと詰めた上で、それから南郷図書館とかというのでないと。

近代文学館・小牛田図書館主幹（草刈明美） 一応、すみません、いいですか。運営方針の中で、本来あるべき図書館のサービスとか方針的なものはここに挙げてあるのですけれども、私ちょっと書き方があれかもしれないのですが、美里町、今、子どもへのサービスと高齢者へのサービスというのは力をここ二、三年入れていて、それは今の現状の利用状況から見ても必要であるというふうには考えています。今回、この中でそれをもう少し強く打ち出すことはちょっと少なかったので、今委員長さんのお話を聞いてそういったところももう少し明確にわかりやすくここに挙げていくことが必要なとは今思いましたので、これからそういったところも含めて今後の未来への図書館がどういうふうにあるべきか、というところを少し検討させていただきたいなと思います。

委員長（後藤眞琴） 本当に、これ例えば参画させるとかと言ったら、図書の収集が大事だということだったら、限られた予算の中でやるのだったら、今みんなこれに関しては町民の誰もが専門家であると思うのですよね。誰もがって言ったらちょっとオーバーかもしれませんが。だからそういう人も図書の選定委員会みたいなものをつくって、それでやっていくと、これやっぱり見たらそういうところやっているのあるのですよね。僕余り言葉は好きでないですけども、学識経験者もいる、それから公募でやって、全ての予算をそこで全部する、これ大変だろうと思うのですよね、一気にやるとなったら。例えば美里町だったら600万あればそのうちの100万ぐらいはみんな協賛をして選ぶ。それから美里町の目指す方向、図書館はこうあるのだといったら地域に密着した資料を集め、それを整理するとか、そういうことをやっぱりやっていかないと、もう図書館もたないのではないかとね。今までどおりやっていくようなものでは図書館、例えば一番人間を減らしやすい、予算も減らしやすいのではないかと、ここに、前企画財政課の課長おりますが、一番減らしやすい格好で減らされてきたのではないかと、それを打ち破るためにはこういう図書館、だからこれだけの予算が必要なのだ、人もこれだけ必要なのだという部分打ち出していかないと、どんどん減らされちゃう。ですから、本当に限られた予算の中でこれだけ資料を、自分たちのこういう図書館にするために苦労しながらやっているのだと、そういう、もうちょっとみんなで話し合っ、て、どういう図書館にしたらいいのか。2つあるから南郷だったら南郷の図書館のまた特色を出せるようにね、この方向を打ち出して本館はこういうことにして、南郷はこういうことにする。そういうことも考えていかないとだめなんではないかと思っておりますけれども。僕だけ話して申しわけないですけども、ほか、誰か。

委員（留守広行） すみません、議論が少し戻るかと思っておりますけれども、この近代文学館の運営審議会というのが承知しているのですが、諮問をして答申を受けて策定ということなのですが、答申のみでこの策定に当たってはもう審議会の委員の皆さんの皆さんには何か意見をお願いするとか、常に審議会というのは1年間にそんなに回数をやっていらっしゃるのか、その辺私個人の考え、私よりもこういう図書館に精通して運営に精通している方々が運営委員になられているかと思うのです。ですから、こういう策定にもいろいろ御助言をいただいてこういう形になったのでしょけれども、もう少し十二分にお話、情報とかそういう御助言は今足

りないわけじゃないのでしょうか、そんなことを言える立場じゃないですけども、答申を受けてそのままその後は審議会の皆様に御助言をいただいていたのか、それとも常にやっていたらっしゃるのか、その辺はお聞かせいただきたいですが。教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男）　そうですね、経過から申し上げますと、昨年2月にちょうど1年前ですかね、運営審議会のほうから委員長さんのほうに答申が出されまして、そこでこの運営基本方針などをつくるのが望ましいというふうな御意見もいただきながら、それでこの答申に基づきまして、教育委員会のほうで運営方針を策定するというふうなちょっと流れだったかなと理解しているのですが、教育委員会としての運営方針というものの構築というか作成ですね、それがまず第1番目だろうなということで案をおつくりしたところでございます。

また、運営審議会については今後も会議が今年度1度あるのですけれども、運営方針が教育委員会内定というか確定しましたらば、そちらのほうにこういう運営方針ができましたよというふうなことで御報告するというふうな流れで運営審議会のほうではそういう流れがあるよということで御理解はいただいております。ですので、教育委員会としての運営方針の策定ということですね。これがまずここを確定させなきゃならないかなというふうなことです。もちろん、29年度以降も運営審議会の方が中心になりましてさまざまな図書館の現状を見ていただくなり、将来どうあるべきだという議論はしていただくのですけれども、今回は一度運営方針を教育委員会のほうで決めていただくというふうな段階でございます、はい。

委員長（後藤眞琴）　今言われてね、この今日これつくって、今日ここに出すに当たって、その運営審議会でどういう議論をしたかっていうことだろうと思うのですけれども。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男）　そうですね、それは運営審議会は1回目、昨年6月にやっているのですが、そちらのほうではこの運営方針の議論はしていないのです。答申書を受けまして、教育委員会が運営方針をつくるというふうな流れだったと私も記憶しておりますので、今回が事務局案ということでこの運営方針を教育長さんとそれから次長のほうとあと事務方の我々が、まして、この案を町と煮詰めてですね、協議会としてお諮りするという感じ、はい。

委員長（後藤眞琴）　原案を図書館のほうにお願いしてあるというわけですね。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男）　そうですね。

委員長（後藤眞琴）　その原案は今日できた。その原案をつくるに当たっては、運営審議会は全然関知しておりませんということですね。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男）　そうですね、この上の方針自体はまだごらんいただいているとは思いません。

委員長（後藤眞琴）　僕が運営審議会していたことあるのですけれども、年に2度やるわけですから、ほとんど形骸化している状態。実質的な審議は図書館のほうで考えると、それを何といひますか、ほとんど審議らしい審議はないというふうな状態、聞くところによると、前には、ずっと前に、どのぐらいかわかりませんが、年5回ぐらいしていたときもあるらしいのですよね。ですから、やっぱりもう

一度これ、どういう方向でね、図書館をこれから運営していくのかということをもう一度お考えいただければありがたいなと思います。ですから、本当に町民が参画する図書館運営を考えるんだったら、図書の選定まで含めてどういうふうにしたらいいのかということ、僕個人としてはこの予算が限られていて、それでもうみんな図書に知識も十分ある方も町民の中にたくさんおられるだろうと思います。そういう人の知恵を借りるようなシステムをつくって、それで美里町の特色をこういうふうにしよと、そうすると分館との関係もこういうふうにするのだから、そういう基本的なところを協議していただいて、考えていただければありがたいな。本当にね、個人的に、例えばね、この雑誌どうして廃棄処分にするのだろうとかね、あるいはこの本はね、そういう基準、あると、今日出していただいて、その日にきちとね、それから雑誌の場合もそういうものもさっきの「こういう図書館にするのだ」という方向性をきちとした上でしていくようなものをつくっていただければ、考えていただければ。

僕ばかりしゃべって申しわけないですが、ほか何か。何かございましたら。よろしいですか。

委員（留守広行） 本日この運営方針（案）を示されておりますが、本日これを承認というかそういうのを求められているのでしょうか。それとももう1回、2回とか議論を重ねてそういうふうなお考えなのか。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 今回御意見をいただいたものを織り込みましてまた作成を調整したいなというふうに考えてはおります、はい。また、次回の委員会で、これでいいかどうかというお諮りをさせていただく中で徐々に御検討いただくような方向にということですね、考えておりますが。

委員長（後藤眞琴） これ、今年度中につくるとか、そういうつくらなきゃならないとかいうことはある。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） そうですね、予算は28年度並みの予算で今29年度は動こうという方向にはなっているのですが、町民に対する、利用者に対する図書館サービスのあり方とかですね、また先ほど委員長さんのほうからありました千葉亀雄の文学室とかギャラリーの運営方針などももう少し織りまぜながら特徴的なところをもう少し出すというふうにしたらいいのか、ことしの7月には大崎市の図書館が大規模な図書館ができますので、なおかつ我が町の図書館としての特徴はじゃあどのように出していったらいいのかというところを御意見のとおり調整して整理していかなきゃならないのかなと今考えていたのですが、それがどの次期まで整うかですね。それは、今年度は3月に運営審議会のほう、残り1回ありますので、そこで状況等の報告をさせていただきながら、今教育委員会で御審議いただいているというふうな方向で示せるといいますし、もし3月で御決定いただければ御決定後に運営審議会を開きまして、そこでこういうふうに決まったというお話もさしあげることができるか。あと、年度飛び越えて御審議の継続されるようなことも考えられるかなとは思っていますが。まとまりの状況次第かなと思います。

委員長（後藤眞琴） 余り長くなると。もし、こういうふうにしたらいいのでない

かという御意見ありましたら、図書館のほうに委員の皆さん、個人的にでもお話ししていただいて、それであと見直して進める部分があってもいいかなと思うのですが、その点いかがですか。

委員（留守広行） これ、運営方針せっかく案を作成されたので、審議委員会の委員の皆さんには郵送なりなんなり目を通していただいております。お考えをいただくとかという方法はいかがなものでしょうか。

教育総務課課長補佐兼南郷図書館長（伊勢由利） 教育委員会のほうから諮問いただいて、運営審議会のほうで答申書というのを出すためにその年度は5回審議会を開催して答申をまとめて教育委員会のほうに出させていただいたのです。教育委員会でこの運営方針を策定するということになっていますので、この教育委員会で決定していただいたものを運営審議会のほうにはこのように決めましたということで私たちが示すってというような手順になっているので、これをまた途中で運営審議会のほうに戻すとまた答申とごちゃ混ぜになっちゃっておかしくなってしまうのではないのかなというふうに思うのですけれども。

委員（留守広行） 運営審議会の内容、ちょっとわからないのですが、審議委員さんというのは一般的な私の考えで、図書館の運営に関する助言者だと私は勝手に思っているのですが、こういう策定をするのにも御助言をいただいて、そしてまとめて1回に提案というのであれば審議委員さんも携わっているのではないかという思いが、私勝手に思ったのですが、そういう手順でやればそういうふうに手順は守らなきゃいけないので、ただそう思ったので申し上げただけです。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 答申書のほう、ちょっと見てみますと、図書館の運営形態、项目的な部分はですね、図書館の運営形態と来館者を含む町民へのサービスのあり方についてというところがありまして、サービスを行う上では運営基本方針が必要と考えますというふうな言い方がありまして、そこで出てくるのがですね、答申書のほうでは6項目ですか、6項目の部分がこの運営方針でいいますと7ページですかね、ここにそのままちょっと1項目多いのですけれども、載っているような状況なのです。ですので、ここで運営基本、運営審議会のほうの基本方針を踏まえてここに運営基本方針を載らせてですね、あとこれから派生する細かい本当の運用の部分を2番目以降ですかね、運営という形でサービスの部分を具体的に挙げながら出していますので、答申書のほうの運営基本方針を柱としながら各サービスの具体的な方向性というものをちょっと載せてはいるのですが。この辺を含めていただいて、いろいろ御教授いただければなというふうに。

教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 委員長さん、休憩をいただいてよろしいですか。

委員長（後藤真琴） はい。

休憩 午後3時46分

再開 午後4時16分

委員長（後藤眞琴） それでは、再開いたします。館長さん、どうですか。
教育総務課課長補佐兼近代文学館長（扇子美津男） 長時間にわたり、いろいろ御協議いただきまして、大変多くの御教授をいただいたというふうに感じております。今後、この方針の確定に向けましてさらに御協議をいただきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（後藤眞琴） それじゃあ、よろしくお願ひします。

ほか何かございますか。なければ、美里町近代文学館・南郷図書館運営方針（案）についての協議を終了いたします。

協議事項 日程 第14 報告第55号 平成28年度美里町議会2月会議について
委員長（後藤眞琴） それでは、「日程第14、第55号平成28年度美里町議会2月会議について」をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、御報告します。

2月会議が去る2月9日、美里町議会で開催されました。1月の定例会でもお話し申し上げましたように、本教育委員会からは補正予算1件を出してございます。

学校施設長寿命化計画策定業務委託料650万円、これは教育費の教育総務費事務局費予算をお願いしたところ可決をいただきました。この予算については、来年度に持ち越しをしていいという繰越明許という予算もあるのですが、そちらのほうでもお認めをいただきましたので、28年度から29年度にかけてこの事業予算がついたということになります。

それで、これに関します質問がお2人の議員からございまして、お1人は650万、結構高額だが具体的な内容はどのようなものですかという質問でございました。説明としましては、町内の小学校6校、それらについて調査をするということです。調査に基づいて長寿命化計画、それを策定するという内容であるということ、その小学校6校のうち特にですね、40年以上経過する不動堂小学校、あるいは40年以上経過しようとする青生小学校を重点的に調査するという回答をしております。

もう一方の委員からは、長寿命化となっているけれども、長寿命化になっていないという見解を示されている一部民間の方もいるという話もありましたので、とりあえず今回の回答は長寿命化云々ではなくて、長寿命化といいますか、すみません、老朽化していないという見解を示された民間の方がおるといふ話でした。しかし、それについては全く教育委員会では把握してございませんので、把握していないということです。そしてその老朽化がどうのこうのではなくてですね、これから施設をどうどのように長寿命化を図るかの計画策定でございまして、まずそのための現状把握から入るといふことだけ答えてございます。

それでこの予算案につきましては、出席議員15名、議長含めて15名でございしますが、議長は賛否に加わりませんので14名中13人の議員の賛成によって可決されたということでございます。

以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの報告に質問などあるでしょうか。よろしいですか。

それでは、平成28年度美里町議会2月会議について終わります。

審議事項 日程 第15 議案第24号美里町郷土資料館条例について

委員長（後藤眞琴） 次に、審議事項に入ります。「日程第15、議案第24号美里町郷土資料館条例について」の協議をいたします。事務局から提案理由を説明お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 本日お配りしました資料のとおり修正をお願いしたいと思います。さきにお配りしましたとじられた資料から本日の資料に内容が変わります。

変わる点につきましては、第3条の2号、（2）でございますが、こちらのほうの「資料の展示並びにその利用に関する説明及び資料助言」とありますが、それを「資料の展示及び資料に関する説明」に修正お願いしたいと思います。

さらには6款、第7条の表題ですが、「観覧者の遵守事項」というものが「入館者の遵守事項」、第7条の本文も「資料館の展示品を観覧する」を「資料館に入館する者」、入館者という形に訂正をお願いいたします。それから、第8条につきましても教育委員会は次の各号における該当するときは、「観覧を制限し」を「入館を制限し」、さらには「もしくは禁止しまたは観覧者に退館を命ずる」というところを「観覧者」を「入館者」に修正をお願いしたいと思います。さらに次のページになりますが、第10条におきましても、「観覧者」という単語を「入館者」という単語にかえさせていただきたいと思います。

それでは、内容について説明します。この美里町郷土資料館条例は、美里町の郷土資料館を設置するための条例でございます。その設置するということが第1条にうたっております。

場所につきましては、美里町牛飼字御蔵新田93番4 . 旧宮城理容美容専門学校の校舎でございます。こちらのほうに美里町郷土資料館を設置するということです。

事業につきましてはここに書いているとおりでございます。

管理は美里町教育委員会で管理すると。職員としまして、館長その他置くことができるという形です。当面はこの職員は常勤ではなくて非常勤という形で、非常勤といえますか兼務職員という形になります。

それから、入館料は当面は無料とするということですか。

それから、その他入館者の遵守事項あるいは管理上の制限、以下資料の特別利用、損害賠償、委任というところまで、それぞれ施設を設置し運営するために必要な事項を規定しているものでございます。

説明としましては、以上でございます。

すみません、それからつけ足しでございました。これを本日御可決いただければ、3月2日に開会します町議会の3月議会のほうに提案するという形で考えてございます。

以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問ありますでしょうか。

第10条の、あとは亡失したときは、これ亡失なんていうのは法律用語では普通なのですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） はい、そうです。

委員長（後藤眞琴） 「亡くし失う」といったら、資料館の施設をなくすといったら、放火でもしてなくすのか、そういうことでしょうかね。

余計なことです。ほか何かございますか。

なければ、討論に入ります。討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。議案第24号 美里町郷土資料館条例について、賛成する委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

審議事項 日程 第16 議案第25号 美里いじめ防止対策委員会への諮問について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第16、議案第25号美里町いじめ防止対策委員会への諮問について」を審議いたします。事務局から提案理由を説明お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、説明します。

美里町いじめ防止等に関する協議会等条例に基づきます美里町いじめ防止対策委員会の委員の人選につきましては、平成28年12月の定例会で御可決をいただきましたが、そちらのほうに教育委員会から次のような文章で諮問をしたいというふうに考えています。

美里町立小中学校におけるいじめ防止対策について、諮問。美里町立小中学校におけるいじめ防止等のために必要となる効率的かつ効果的な対策に関する事項を調査審議するよう諮問する。

なお、答申の期間を平成31年1月31日までとするという形で考えてございます。

諮問の日は2月の22日に予定してございます。それで、再来年の1月31日まで答申書をいただくというふうに考えています。

以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問などございますか。

これ、「効果的かつ有効的な」これ、「的」要りますか。「効果的かつ有効な対策に

関する事項を調査・審議するよう諮問する。」と、もう一つはこの「関する事項」というのはこれ一つ一つ調べてそれを調査して、それを一つ一つ審議するよう諮問するっていう意味でよろしいのですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　そうです、はい、そういう意味です。

委員長（後藤眞琴）　かなり大変ですね、これ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　いや、全てではなくて、これに関する事項ですね。

委員長（後藤眞琴）　そういう効果的で有効な対策に関する事項っていうと、ほかのところはどういうふうに行っているのかってある程度調べて。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　そうですね。

委員長（後藤眞琴）　それを一つ一つ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　ここは「いじめ防止のために必要な」ですね、「いじめ防止等」となっていますけれども、いじめ未然防止といいますか、未然防止のための対策を今回は調査審議していただくというふうなことです。

委員長（後藤眞琴）　未然防止だけに限っていないですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　そうですね、重点に置いておきたいと思っています。

委員長（後藤眞琴）　ほか何か。（「委員長」の声あり）どうぞ。

委員（留守広行）　「関する事項」という事項調査ですが、こちらからある程度の事項を示さなくてもよろしいのでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　これはですね、示さないで向こうのほうから提案する形にしたいと思っています。

委員長（後藤眞琴）　ほか何かございますか。

それでは、討論に入ります。討論ございますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。議案第25号　美里町いじめ防止対策委員会への諮問について、提案どおり諮問することに賛成する委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

協議事項　日程　第18　美里町教育大綱（案）について

委員長（後藤眞琴）　それでは、協議事項に入ります。

日程第17。ごめんなさい、これは済んだものです。

日程第18、美里町教育大綱（案）について協議いたします。事務局から説明お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　それでは、美里町教育大綱（案）について御説明申し上げます

さきの教育委員会定例会で、こちらのほうの教育大綱について、まず教育振興計画の策定を前提に教育大綱、町長で策定する教育大綱に対する提案を行おうということで御協議をいただきました。それで、教育振興計画の策定スケジュールという形で、事務局のほうから示させていただきました。おおむね1年間かけて計画案を作成していったらどうかと、これは特に期間にはこだわりませんが1つの目安というふうに考えていきたいと思っています。その中で、ある程度骨子が出てくれば、その骨子部分を持って町長のほうに教育大綱(案)として提案したらどうかという考えでございます。

それで、このスケジュールを申し上げますと、まず今月、今日本日でございますが、本日とそれから3月の定例会、この2回にわたりましてほかの教育振興基本計画とかあるいは教育振興計画をひとつ参考に確認しましょうということで、2月につきましてはさきにお渡ししておりました文部科学省の教育振興基本計画、それから県の教育振興基本計画、そちらのほうの内容確認をお願いしたいというふうに思っています。3月はほかの市町村の事例を確認していきたいというふうに考えています。それから、4月以降に骨子となる部分につきましては、骨子となる部分、計画の構成と基本理念と契約更新とについて御協議をいただきたいと思っています。この3回というのはあくまでも目安ですので、これが2回になるかあるいは4回になるかもっとふえるか、その辺はそのときの協議の進み具合によって決めていきたいと思えます。

それが終わりましたらば、具体的な原案作成に入るという形です。ここの原案作成のところは、事務局で作成するわけですが、ここで1カ月、2カ月いただければあと内容が確認できる形で持っていきたいというふうに思っています。

それが終わりましたらば、パブリックコメント、1カ月ぐらいを見ましてそしてそのパブリックコメントの意見を再検討し再調整して策定という流れになるのかなと思っています。

それで、さきにお配りしました国の文部科学省の教育振興基本計画、こちらのほう、それから県の教育振興基本計画、こちら50ページ、70ページとかなりのボリュームですね。お目通しいただくのも大変なものなのですが、本日さらに追加してお配りしたのは、国のほうが平成20年から始まりまして平成25年に見直しをかけて第2期教育振興基本計画が現在でございます。それが平成29年度で切れまして平成30年度から新しく始まる第3期教育振興基本計画の策定に関する基本的な考え方がちょうどきのうなのですが国のほうからメールで市町村のほうに情報提供来ましたので、それをすぐに打ち出したやつがお配りしているものがございます。特にお読みいただいてきてということだと思っておりますが、説明するものはございませんが、国のほうについては5つの基本的な考え方のもとに動いているなと思えます。それで、内容は委員長さん、いいですかね。

あとそれから1つだけ、県のほうのちょっとイメージとして描けるのは、私も感想としましては国のほうは役人が書いた難しい言葉ばかり使っているなと思いましたが、県のほうはすごく本当に県民といいますか我々市民が読んでもすぐにわかりやすい表現だと、すごく読みやすいなと感想を持ちました。それで特に私が気に

入ったのは、最初の現状と課題とこう、ここにうまく図式化して書いていますし、やはり12ページ、13ページの目指す姿を書いて計画の目標をずばり書いているということです。県は4つの計画の目標を書いています。

そして、次を見ていただきたいのですが、14ページ、15ページ、この方式がすごく私は気に入っていますね。まず、目指すべき姿があって、そして先ほどお話しした4つの計画の目標が、左側からですね、目標があって、それを実現するための施策の基本方向があるのですね。それを実施するそれぞれの事業が書かれていると。そして一番右側ですけれども、それを進めるためのさまざま課題、それを一番右側に整理していると。これはすごくわかりやすい。内容的には実施する施策を見るとほとんどは、それぞれやろうとする事業がきちんとどのような課題を持ってどのような施策の方向性を持ってそしてどのような計画の目標に向かって進むかというのがすごく具体化されてわかりやすいというふうに私はすごくこれは感動というか感心しました。このようなこれは一つのモデルになるのではないかなというのは私の感想でございます。

あと、これそれぞれお読みいただきまして、それぞれですね、4月以降の協議のほうに役立てていきたいというふうに考えてございます。

それから、今日お配りしました国の第3期のほうにつきましては、骨子たるものは変わらず、ちょっと表現に若干追加があるという程度だというふうに思っています。

説明は以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございますか。

次長さんね、宮城県の教育振興基本計画、平成22年のもの。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうです。これも消えます。29年で。

委員長（後藤眞琴） 今ね、この前研修会ありましたときに、教育長さんと出たときに、中間発表という形で説明あったのですよね。その原稿の中間のものはないのですか。結構変わっていたところ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 中間のものは公表されていないですね。たしか18年、10年計画の5年見直しで、今度28年に切れるのですよね、たしか。なので28年で切れるので、今の段階で作成しているはずですよ。

委員長（後藤眞琴） 作成途上の説明が。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 途中ですね。

委員長（後藤眞琴） そっちのほう、あれば。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね、それも取り寄せていきたいと思えます。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。よろしいですか。

委員長（後藤眞琴） なければ、美里町教育大綱についての協議を終了いたします。

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第19、平成29年度美里町の教育について」を協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育長（佐々木賢治） よろしいですか。

委員長、具体的な説明に入る前に、協議に至る経緯についてちょっとお話しさせていただきます。

今、お手元に配付しました「美里町の教育」、青い表紙になりますが、ずっと今までこれとほぼ同じ内容で作成してきました。それで、この美里町の教育のこの冊子は、いわゆる幼稚園、小中学校、あと社会教育一部入っていますが、美里町ではこういう内容で教育委員会の目標に基づいて各幼・小・中ではこういう内容でやっていると、一つのガイド的な趣旨の内容で作成してきました。それで、本来であれば町の総合計画、新しくできましたが、それとあわせてこの見直しもかけてやるべきことだったのですが、教育長の一つのミスと言えればミスなのですが、去年の8月あたりにその辺を定例教育委員会でお諮りをしてどういうふうに直していくのか協議していかなければいけない案件でありました。その点、ひとつおわびをしたいと思います。

それで、29年度につきましては、このまま28年度のを継続するのではなくて、少し追加を考えました。1つは町の概要についてを、ほかの教育委員会などを参考にしながら今申し上げているわけではありますが、町の概要、それから美里町の教育委員会としての取り組み、教育、この前の前回の委員会でいわゆる施政方針、教育行政方針ですか、5点か6、もっとありましたか、そういったことも、今度の3月会議で示す方向でありますが、そのことをもこの美里町の教育に入れたほうがいいのではないかという判断のもとですね、要約したものを前段のほうに入れさせていただいております。そういった経緯がございまして、今日提案させていただきますので、ひとつよろしく御理解いただきたいと思います。詳しくは岩淵専門指導員から。

委員長（後藤眞琴） はい、よろしく申し上げます。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） それでは、委員さん方のお手元に29年度美里町の教育について(案)を差し上げておきました。ごらんいただきたいと思います。

それで、昨年度の今青い冊子の、差し上げましたけれども、昨年度の分、一部変更したいということで今教育長からの話ありましたけれども、お手元のちょっと薄い部分が新たに加わるところでございます。

初めに町民憲章、これは今までどおり入れたいと考えております。

それから、「初めに」というところですね、教育長さんの挨拶を載せておったのですが、ほかの市町村のものを、見ると余り教育長さんの挨拶を入れているところは割と少ないのです。どちらかというところ、町の概要を載せているというようなことで、というのは、この配布先が各市町村の教育委員会になるものですから、お互いにやりとりして見ていると、町の概要を載せている。それからあと配布するとした場合は、町外だと視察に来た場合に、うちの町ではこういう取り組みをしていますと見せるためのものなので、あえて教育長さんの御挨拶はいいのではないかと、というようなことで、美里町の概要を載せるということにしました。

それで、自然条件、産業経済、それから観光文化、伝統行事、伝統芸能、特産品、郷土自慢、それから姉妹都市というようなことで追加項目ということで考えてみました。それが1点です。

それですね、番号、アラビア数字で1、2が美里町となっていますが、番号を省きたいと思っています。そのアラビア数字は、美里町の概要として、大きく弧書きか何かして、目立つようにして、それから2つ目は美里町の教育の部分というところでやっぱり大きくこう目立つようにしたいなというふうにしたいと思います。それで番号は、美里町の教育の中の基本方針1から番号を振りたいというふうに考えています。というわけで、番号が若干ずれるということになります。

それで3ページ、ごらんください。美里町の概要というところです。アラビア数字の1は省略お願いしたいと思います。それで、自然条件、それから産業・経済のように7番目までですね、姉妹都市関係のところまで記載しております。

そして次のページ、4ページから美里町の教育というふうに始まります。その1番、美里町の教育基本方針の上にちょっと大きい文字で「美里町の教育」と入れたいと考えております。

それで1番は教育基本方針。2番、教育委員会の取り組みということで、中学校の再編整備、それから学校施設長寿命化計画の策定というようなことで考えて書いております。そして3番として学校教育が始まって、その学校教育からの部分は今年度のをある程度踏襲してございます。それで、一本線で消してあるところは削除したいと考えた部分です。例えば、5ページの学校教育目標の中で、3行目になりますか、「絶えず変化を続ける社会にあって、未知の課題に直面する時代を生き抜くための力の育成を目指すものではありません」と書いてありますが、訂正は「絶えず変化を続ける社会を生き抜くための力の育成を目指すものでなければなりません」というふうにしたほうがくどくないと思います。ということで、次のページ6ページも同じように棒線で消しているところは削除するというふうに考えております。

それで、今回幼稚園教育 番ですね。「指導方法、指導内容の改善、充実と指導と評価の一体化」という言葉を省略しまして、新たにそこに「アクティブラーニングの導入」というふうにして書いてあると思うのですが、実は昨日の新聞、各社見ましたら新しい指導要領のことが載っていました。私、朝日とっているのですけれども、朝日新聞は4ページ指導要領の特集でございました。それを見ると、アクティブラーニングという言葉は最近はやり出してはきているのですけれども、まだ言葉自体の意味づけとか、そういったものがしっかり根づいていないというようなこともあって、文科省ではその言葉を使いませんということですので、そこはちょっとメモしていただきたいのですが、「主体的・対話的で深い学び」の推進。（「対話的なのでしたっけ」の声あり）対話的で。「主体的・対話的で深い学び」の推進。アクティブラーニングを日本語に直すと主体的・対話的で深い学びということになるのだそうですけれども、とりあえず片仮名文字のその横文字のほうの言葉としてはまだ文科省でも使わないということですので、そこは倣ったほうがいいのかと思います。それでその下の、学校教育のところの も同様に「主体的・対話的で深い学び」

の推進というふうに訂正をしたいと思っております。

それから、家庭学習の充実、計画的な学習、自学自習の指導という項目については大分浸透してきているという意味合いで、今回は省きました。

それから、次のページ、7ページです。幼稚園教育のところ、「自立心、社会生活における望ましい生活習慣、人とかかわる力の育成」ということになっていたのですけれども、「自立心、社会」のところを「家庭生活」という言葉にちょっと置きかえさせてもらいました。それで、人とかかわる力のところを削除して、そこに自分で立つほうでなくて自分を律する心のほう、自律心を入れたいというふうに考えています。

それから、その下の学校教育のところ、 番です。国際理解教育という言葉は今まで使ってきたのですが、英語教育が始まるということがあるものですから、英語教育の充実ということで国際理解のところ、英語教育ということで置き直したいというふうに思いました。

それから、下の3番ですね。「体力の向上を目指して云々」とあったのですが、「目指すとともに生涯にわたってさまざまなスポーツに親しむ云々」というふう書き直したいなと思っております。

それから、その下の学校教育のところ 番、「地域と連携した体育・スポーツ活動」というふうにここカンマが入っていたのですけれども、「・スポーツ活動」というふうに直したいなというふうに考えています。

それから、 、「理解と生命を守る能力」となっていたのですけれども、「理解と命を大切にできる能力の育成」というふうに言葉遣いを直したいと思っております。

次のページです。8ページですね。「一人ひとり」という言葉、繰り返す場合ですね、最初が漢字、その次の「ひとり」は平仮名という表記上の何ですか、ルールというのでしょうかね、暗黙のルールみたいになっていますので、そこはそのように直したいなと思っております。

それから、幼稚園教育のところの 番です。「言語能力の育成及び読書活動の充実」とありましたがまだ幼稚園ですのでむしろ母親、父親とのかかわりも持たせたいという意味からですね、「読み聞かせ活動の充実」というふうに言葉を入れかえたらどうか、というふうに考えております。

それから、学校教育の 番ですね。「外国」のところを「英語教育」というふうに直したいなと考えていました。

それから 番「学習環境の充実と学習活動支援体制の整備」というところですね、1行目。「学習環境の充実と学習体制の整備を図ります」となっていたのですが、その充実という言葉と整備という言葉を入れかえて「学習環境の整備と学習支援体制の充実を図ります」のほうですっきりするということで、直しております。

それから、その下の幼稚園教育のところ「園不適応幼児」と書いてあるのですが、「園」は要らないだろうと、ここは幼稚園教育だとうたっているわけですので、「不適応幼児」という言葉ですっきりさせたいと。

それから、 の予算の「予」が抜けていました。「予算の適正化とその効果的な活用」というのは省略と、省いてですね、下の数字を上を上げていくというふうにし

たいと思います。

それから、学校教育の部分です。1番の「相互理解に基づく共感的な人間関係づくり」。そうなのですが、それよりもまず、1番目に「いじめ、不登校問題等に関する共通理解と未然防止、早期発見、早期対応」というところを1番目に持ってきたいと。それらに共感的な人間関係づくりは当然含まれるという考え方で、削除、は削ってもいいのかなと思っております。

それから、 番。「学校不適応児童生徒の解消に向けた特別支援教育コーディネーターの積極的な対応の充実強化」というのがありましたけれども、特にそこに特別支援教育コーディネーターを入れなくてもいいのではないかとということで、実際には特別支援教育のコーディネーターさんにも動いてもらうのですけれども、いわゆる学校不適応生徒に向けた積極的な対応のもっと広い立場で取り組んでほしいということで、そこは削除するというふうに考えました。

あと、 はさっきの幼稚園のほうと同じです。「予算の特性化と効果的な活用」についてはむしろ業績的な部分になってくるので、ここでは省くというふうに考えています。

それから、その下の「指導法改善のための研修の充実」というところなのですが、に「特別支援教育支援員及び教員補助員等の活用による指導の充実」というふうに入れていますが、それらも含めて考えると指導法の一つに入ってくるということで、このところは削除してもいいのかなというふうに考えております。

最後、9ページです。一番下の努力……。ごめんなさい、その前に学校教育目標のところですね。さっきやった「絶えず変化を続ける社会を生き抜くための力の育成を目指すものでなければなりません」というふうに訂正したい、削除して訂正というふうにしたいと思います。

それから、最後の重点努力事項のところの5番、「環境の充実と」となっておりますが、ここは「環境の整備と学習活動支援体制の充実」というふうにここも充実と整備という言葉を入れかえたいというふうに思っております。

あと、細かいところといいますかね、昨年度大分もんで直しておりますので、おおよその根幹にかかわる部分というのはこれでいいのかなというふうに思っています。大きくは直していません。ただ、挿入した部分が1ページ、2ページくらいあるでしょうか。そのような形にしてはどうか、と考えております。

私からは以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございますか。

教育長（佐々木賢治） ちょっと補充的なお話をさせていただきます。

1つは、4ページなのですが、教育委員会の取り組み8項目ほど箇条書きのように言いましたが、文末ですね、体言止めになっていますね。「何々していく」とか、それでほかの表現に合わせたいと思います。「何々していきます」とか、「いく」じゃなくてですね、学校教育のほうは「目標とします」とか、そういった文にしますのでそれに合わせて、これ委員長さんからも御指摘あった内容であります、そういうふうにしたいと思います。

それから、2点目ですが、この青い冊子の中で各学校からの内容もありますけれども、例えば一番下、研究課題となっておりますね。その辺もちょっと見直しをかけた重点的、重点努力事項、それぞれ書いてありますが、それらに基づいた例えばその学校の特色ある教育活動、そういった内容に変えたいなど、これは学校のほうにお願いしてですね、その学校の特色ある教育活動をそこに書いていただくと。研究課題、これは一般の方は見てもなかなか理解するのが難しいものですから、これは先生方の担当すべき内容でありまして、そういったことなどもう少し見直しをかけていきたいなと思うのが2点目です。

それから、3つ目、これお願いといいますが、本日のこの教育についての協議なのですが、資料をお示ししましてあといろいろ御意見、要望等をいただいて本日に決めるのではなくて、意見いただいたものを整理してもう一回提示したいと思っておりますので、大分時間も押しておりますので、そういった提案について御協議いただければと思います。以上です。

委員長（後藤眞琴） 意見や質問、よろしくをお願いします。

僕のほうから、今、丁寧に、一々やっていくと大変ですけども、例えば平成33年4月の3校統合って、今までこの統合という言葉は避けて再編というふうにしていたのですよね。「平成33年4月の3校の再編に向けて作業を進めていきます」でいいのではないかと、「作業を遅滞することなく」とか。

それから、「なっています。このまま続けることは困難である」と、これも要らないのではないかと。どうしてかということ、「施設等の劣化が著しくこのまま続けることは困難であり」、これ、5年も続けていかなきゃならないわけですよ、これからでき上がるまで。中学校の再編整備です。「このまま続けることは困難であり」ってあるのですけれども、「劣化が著しく」。これあると、今劣化が著しいところは修理しながら何とかやっておりますと、支障がないようにということですかね。この、じゃあ今すぐ直さないでだめなのではないかというふうになるのではないかと思うので、そういうところ。

それから、「いじめ防止対策について」というところ、これ「絶対に許されないという全児童生徒がしっかりと持つように」とって、ちょっとこれ「という考えを」とか抜けたのかなと思ったりしているのですけれども。そういうところ、もう一度見直していただいて、それから「文化事業についても今年度において新たに美里町郷土資料館として設置し」、これ「郷土資料館を設置し」で、別に何も。（「そうですね、はい」の声あり）そういうところ、ありますので。

それから、今訂正された8ページの例えばこれ学習環境の、5番目、8ページの、「学習環境の充実と学習支援体制の整備」となって、これタイトルは「充実整備」って、9番目のところはこれ学習環境のこれは「整備」として支援体制も充実するのだという、この「充実」って、これ学習環境の「充実」をこの前のときには「整備」にしたのですよね。（「そうですね」の声あり）学習支援体制の今度「充実」って、こっちは「学習環境の充実と学習支援体制の整備」ってなっているのですよね。別にこれ、統一させないとならないのではないかって。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） はい。これはですね、「学習環境の整備と学習

支援体制の充実」に統一します。

委員長（後藤眞琴） 5番のところも「学習環境の整備」ね。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） そうです。はい。

委員長（後藤眞琴） それから、この学校教育のこの、 、8ページです。

のところ、これ、「いじめ、不登校、問題行動に対する共通理解と未然防止、早期発見、早期対応」っていうのが、 のところ省いちゃうと、これは「相互理解に基づく共感的な人間関係づくり」、これ基本にあって、いじめ、不登校、問題行動が発生しているというのですが、そこをやっぱり強調しておいたほうがいいのではないかって思うのですが。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 残したほうがいいということですね。

委員長（後藤眞琴） これ、省かないでね。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） はい、わかりました。

委員長（後藤眞琴） それから、次の8番目のところなのですが、これ「特別支援教育支援員」、6番目の、「教員補助員等の活用による指導の充実」っていうのは、これは特別支援教育支援員、これ教員補助員というのは特別支援教育と直接かかわらないですよ。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 別ものですね。

委員長（後藤眞琴） 別、うん。それは、「指導改善のための研修の充実」とはかかってこないのではないかと思うのです。だからやっぱり、「指導改善のための研修の充実」と、これ先生たちですよ。

「指導法改善」、これも入れておいたほうがいいのではないかと思うのですけれどもね。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） はい、わかりました。

委員長（後藤眞琴） そういふところを感じました。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） はい、ありがとうございます。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。よろしいですか。

なければ、平成29年美里町の教育についての協議を終了いたします。

協議事項 日程 第 20 平成27年12月4日付け議会教育民生常任委員会報告書の提言事項「学校給食費補助」について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第20、平成27年12月4日付け議会教育民生常任委員会報告書の提言事項「学校給食費補助」について」を協議いたします。

事務局から説明お願いいたします。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 平成27年12月4日付け議会教育民生常任委員会報告書の提言事項「学校給食費補助」についてということですが、まず報告書ということで、教育民生常任委員会から報告書が12月4日付で上がってきております。

1ページめくっていただきますと、内容としましては、目的というところに、本町では子どもの医療費は中学校卒業まで入院・通院とも無料化にするなど、子ど

も・子育て支援に取り組んでいるところであるが、学校給食費は家計の中において教育費の占める割合が大きくなってきていると、経済的負担を削減すると、そういった部分が子育て支援策につながるから研究していますよという部分を書いてあります。同じくその下のところには、学校給食食材の地場産利用拡大については、子どもたちの安全・安心、それから町の農業振興にも結びつく、だから進めていく必要があるというふうな記載になっております。

これらのように、考えるという部分に関しましては私的な考えの部分なのでしようけれども、これらに基づいて未来を担う子どもたちの心身ともに健全な発達に資するため、またさらなる子育て支援策として学校給食費の助成制度の取り組み及び学校給食食材の地場産品活用、利用拡大の取り組みについて調査研究することにしたということで、議会の教育民生常任委員会の皆さんが2月の12日から27年の2月から12月まで約10カ月かけて調査研究を行ったということでございます。その部分に調査研究した結果、まとめとしまして次のページの4番のところに記載があります。この部分も真ん中より下のほうで、学校給食費補助を行うことは保護者への経済的負担を軽減するのみならず、さらに若者の定住化、少子化対策にも結びつく。それから、地場産品利用拡大は子どもたちの郷土愛を育み、心身ともに健康な大人に育て上げるため、なお一層推進する必要があるというふうにまとめておりました、その次に記というところから具体的な提案がなされております。

まずは、学校給食費補助についてということで、小学校、中学校に在学している児童生徒について、月1,000円、年間にすると1万2,000円の助成を行う。また、在学している3人目以降については半額助成するというような具体的な提案でございます。

それから、次のページにいきまして、学校給食食材の地場産品の利用拡大についてということで、教育委員会が中心となって食材の地場産品利用拡大を進める必要があると、生産者JAみどりの、学校担当課と協議をもって安全、安定した生産と供給の確保を推進すべきであるというのが議会からの提言でございました。これに対して、次、ここに28年回答となっておりますが、これだけでなく、もう一つめくっていただいて、次のページの27年度回答というところをごらんいただきたいと思っております。27年度回答ということで、教育委員会から議会のほうに、町長部局に対して行って、町長部局からまとめて回答しているものでございますが、その中で学校給食補助についてということで、少子化対策等の施策を実現するため、町長部局とともに検討すべき課題であります。教育委員会としては定例会において継続して協議を行います、とあります。次、学校給食食材の地場産品利用拡大についてということで、JAみどりの地域農産物生産団体との協力が不可欠だということで、地産地消推進協議会を開催できるよう、産業振興課と協議を行いますというような表記になっております。

このように、教育民生常任委員会の報告書の提言に対して回答をしているわけですが、実際には上の1番目、学校給食費の補助については定例会において継続して協議を行いますとなっておりますが、27年度の12月以降、継続協議というのがなされていないという状況です。さらに、地場産品の部分に関しましては

担当者レベルで協議はしているということでございます。それを受けて、前に戻っていただいて、28年度の回答ということで、実際に継続的に協議を行いますとありますが、行っておりませんでしたので、少子化対策等の課題でありますということで、教育委員会としては次回の2月定例会において協議を行いますというように、今回はこういった協議を表記いたしました。協議していない部分を協議したとは言えないので、きちんとこの場に上げるという形で、今回の協議に上げさせていただきました。下の食材の地場産の部分に関しましては、今後も関係機関と協議してまいりますといった部分でまとめております。そういった内容で今回の協議に上げさせていただきました。

議会での常任委員会からの直接的な明確な提言としましては、児童生徒について月1,000円、年間1万2,000円の助成を行う。在学している3人目については半額助成とすると、こういった部分を提言として上げていますが、教育委員会はどのように考えるかということについて協議をしなければいけないということで今回上げております。実際にはまるっきり助成をしていないわけではなくて、要保護児童生徒に関しまして、いわゆる生活保護費を受給している子どもたちに関してはそちらのほうから教育扶助という形でここには出ていて教育委員会のほうに納めていただくことになっていると。さらには準要保護の児童生徒に関しては、町のほうで就学援助といった形で給食費の分も助成をしているというのが現状であります。具体的には小学校で年間5万円程度、中学校で年間6万円程度の年間の給食費、そのうち常任委員会の提言では年間で1万2,000円の助成を行うべきではないかというのが提言ということでございます。ただ、この部分に関してはいろいろ意見が分かれるところだと思っておりますけれども、実際には給食の部分に関しては施設の部分とか、あるいは人件費とかそういったものは反映しておりません、あくまで子どもたちのための食材、そういった部分に関してだけを負担をいただいているという状況でございますので、受益者負担といったことを含めずと単純に助成をすればいいということではないのかなと思っておりますが、この場でこういったことに関してどのように整理をするか、協議をしていただければなと思ったので、今回の提案でございます。

委員長（後藤眞琴） ただいまの説明に意見や質問など、ございますか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ちょっと追加でいいでしょうか。

委員長（後藤眞琴） はい。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 追加です。事務局から説明申し上げますと、学校給食のそれぞれ負担の考え方をきちんと法律で規定している。早坂課長補佐が話していたように、人件費と設備にかかわるものは学校の設置者が負担すると、それ以外については保護者が負担するというふうに法律が規定しているのですよ、学校給食法で。しかし今早坂課長補佐が説明したように、就学援助の中で貧困家庭に対するという目的で補助はしています。そのように就学援助のような一つの経済的救済すべき格差是正といいますか、そういった目的が明確であれば補助はしていいのでしょうか、この学校給食法の趣旨からいえば、やみくもに一律にばらまくというのはこの法律の趣旨に反すると、違反かどうかは別としても趣旨から反す

るという形になりますので、その辺を踏まえて学校給食法の趣旨を踏まえて御審議いただければと思います。

委員長（後藤眞琴） 御意見、質問、よろしくお願いします。

これ一律1,000円出すということですね。全ての子どもね、小中学生。これ、それで年間1人1万2,000円だとすると、どのくらい町の持ち出しか。教育次長兼教育総務課長（須田政好） たしか29年度の給食費の歳入が1億2,000万円ほどでございます。その5分の1程度を補助しなさいよということの提言でございますから、単純にいくと1億2,000万円ですから、5分の1ですから、2,400万円くらいですか、の歳入を減にして、減らしてというような対応をすべきでないかということだと思われま。

委員長（後藤眞琴） 町として保護者の経済的負担を改善するものである。さらには若者定住化、少子化対策にも結びつくことであるというのが理由ですよ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 美里町で学校給食費に補助を出していますよということが広まっていけば美里町の学校に入れようかということに移ってくる人もあるだろうと。あるいはこちらに居を構えようという考えが出てくるのではないかと。それが。

委員長（後藤眞琴） 大きな理由ですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね、そういった部分の少子化対策にも結びつくのではないかとということでの提言というふうに判断されます。

委員長（後藤眞琴） これは今日もう結論ださないともずいのですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） いや、特に。今日必ず結論ということではなくて、協議をして継続して協議をしようと言っているにもかかわらず協議を1回もしていないままでは、それでは当然委員会の何というのですかね、持っていく方としては問題があると思いますので、きちんと協議はしなければならぬ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 休憩いいですか。

委員長（後藤眞琴） じゃあ、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時21分

再開 午後5時30分

委員長（後藤眞琴） 一律にするというのにはちょっと抵抗があるのですけれども、それで補助しなきゃならない経済的な負担をどういう方に美里町ではするのかということをはっきりさせた上でそういう補助しなきゃならない人には補助をしていく。一律ではちょっと何ですか、公平性に欠ける部分もあるのではないかとというようなことを考えているのですけれども、いかがなものですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 月に1,000円の助成を受けたところでその1,000円が今まで給食費で払っていた分の1,000円なのですけれども、それを何に充てるかということに今ちょっと疑問はありますので、今就学援助を受けている家庭のおうちがあるのですけれども、その幅を広げて金額制限のところをもちょっと広げて、その家庭のところに援助、助成をしてあげるといふ形

とかはどのようなのですかね。

委員長（後藤眞琴） そうですね、そういう。今、先ほどの説明では経済的負担になる方には援助していると、補助している。その補助の金額をもう少し上げるとかね。それからその対象者をもうちょっとボーダーラインにいる人たちを、何というのですか、そういう人たちも対象になるような基準を考えていく。突き詰めて言えばそういう貧困者というのはどういう人を貧困者というのか、そこをはっきりさせた上で、そういう人たちに対する補助を手厚くしていくというような。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ひとつ基本的には町では給食費にかかわる補助というのは施設設備費、それから調理員とかいろんな人件費、これは町で満額補助します。それで、子どもたち、保護者負担というのは材料費だけなのですね。ですから、町では本当に一律に全ての子どもたちに補助はしているということがまず確かだということ。それから今委員長さんあるいは千葉委員さん言われたように、一律さらに幾らずつ補助するのではなくて、例えば少子化対策の一つとして、兄弟が4人、5人とふえてきた場合、そのときに4人目、5人目に対する補助とかいわゆる生活の基盤をもう一回見つめ直すといいますが、本当にこの援助の必要な家庭にむしろ補助をしてやると、一律よりもそういった方向で考えたほうがいいのかと思います。

委員長（後藤眞琴） では、教育委員会としてはそういうふうなことでいくということにしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次にまいります。

協議事項 日程 第21 平成28年度美里町3月議会についてについて

委員長（後藤眞琴） 次に、日程第21、美里町議会3月会議についてを協議いたします。

事務局から説明お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 委員長、とりあえず3月会議のことで、実は町長のほうで平成29年度の施政方針というのを3月会議で述べます。それで、教育委員会の1月の定例会のときに、従来は町長のほうで全部施政方針の中に教育行政についても28年度までやっていましたが、29年度については教育行政方針ということで町長さんにお願いをして委員長さんが施政方針の中で教育委員会に関する部分、教育行政方針ということでやってはいかがでしょうかということで、1月の定例会で決めさせてもらいました。内容も含めてですね。それを受けて、町長のほうに正式にお願いをして、町長のほうから今度は議会のほうにこういった今の案をお願いしたところ、議会のほうで、議運、議会運営委員会とかいろいろ開催したようでございますが、やはり従来どおり町長の施政方針の中に教育についても町長に述べてほしいと、結果的にそういうふうになりました。それで、そこをあえて教育委員会としてさらにぜひという町長を通してお願いすることを無理だと事務局で思いまして、委員長さんにもお話しはしましたが、従来どおり29年度の教育行政方針について町長の施政方針の中で言っていただくと、そういうふうをお願いしたいと思います。そこを事務局のほうからお願いしたいと思います。

すね、前に。あと、その後の中身については、教育長のほうでお願いをさせていただきました。

委員長（後藤眞琴） そういうことになりましたので、よろしくをお願いします。

（「はい」の声あり）

1つだけ質問。それは、どういう形でそういう。正式な町長と議長との話し合い、あるいは議員の方なんかとも話し合いを持って。議会の総意ですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 議会のほうでどういうふうに協議されたかはわかりません。ただ、町長のほうから教育委員会のほうに、事務局のほうに従来どおりということでお話を受けております。

委員長（後藤眞琴） じゃあ、そういうふうに

それじゃ、次。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、3月2日から始まります議会3月会議の内容でございますが、今教育長からお話ししました施政方針が冒頭に町長から延べられます。その中に、前回お示した教育行政方針の内容がそのまま掲載し述べられるということです。その辺は省略させていただきます。

それから、3月会議は一般質問はこれから受付するのですが、その後条例等の審議がありまして、それから3月の補正予算を審議した後、平成29年度の当初予算の審議が中心と、主なものというふうになります。条例につきましては先ほど御審議いただきました美里町郷土資料館条例、それが教育委員会から上程する内容でございます。

それから、補正予算につきましては皆さんの資料にお配りしています。美里町一般会計補正予算ということで、小さい字で大変恐縮ですが、これまで実施してきた28年度に実施してきたその結果を見てですね、予算が歳入歳出とも予算が余るもの、あるいは不足するものの調整です。それが主でございます。教育費につきましては、合計で2,166万2,000円を減額。歳出予算ですが、歳出予算の10款教育費では2,166万2,000円を減額するというので、資料でいいますと17ページからそれぞれ一つ一つの項目が入っております。ですので、それぞれごらんいただければと思います。でも今回新しく追加する、あるいは政策的に追加されるというものは特にございません。

その次、当初予算につきましても、この補正予算の後ろに予算に関する説明書ということで載っております。これが平成29年度の予算でございます。

教育費につきましては、歳出の教育費10款の教育費につきましては、29ページでございますが、12億8,243万4,000円は今回の当初予算の金額です。前年度に比べて2,000万円ほど減額、2,003万3,000円ほど減額という形になります。それぞれの内容につきましては、42ページ以降ですか、42ページの下からそれぞれ載っております。

今回の特徴としましては、施政方針でも述べていますように、特別支援教育専門員の設置と、それから学力向上支援員の増員と、それから幼稚園の預かり保育の拡大と、そういったものが当初予算のほうに盛り込んでございます。先ほどお話ししましたように、総額は減額でございます。2,000万円ほど減額してございます。

それぞれ内容については省略させていただきたいと思います。以上です。

すみません。もう1個ですね、説明を忘れました。

幼稚園の給食、10款の6項というところで保健体育費というのがあるんですが、こちらのほうに3目というところで、68ページになります。南郷学校給食センターがありまして、小学校、中学校の給食の後に70ページにあるのですが、幼稚園給食事業ということで、今回こごた幼稚園とふどうどう幼稚園の給食を提供すると。そちらのほうの70ページの下のほうなのですけれども、その他、3分割ぐらいにして、その下のほうですが、その他業務委託料給食配膳員、その下のほうのですね、その他業務委託料1,714万2,000円、その内訳としまして給食調理業務の委託料1,701万9,000円という、これがこごた幼稚園とふどうどう幼稚園に提供するための調理業務の委託料でございます。これは5月から開始するのを前提に日数を計算して算出します。しかし事実上ですね、5月からの開始は手続上可能かどうか、もし手続がおくれた場合には6月以降の開始になるという形になります。

この辺が今回の当初予算の特徴でございます。

すみません、もう1個あります。

南郷学校給食センターの一部の業務を外部に委託しますので、68ページをごらんください。あちこち説明してすみません。南郷学校給食センターがこれまで町で直接調理を行う業務を行ってききましたが、運営業務のうちの調理を中心とする業務を外部の業者のほうに委託をするということで当初予算のほうに計上をお願いしてございます。下から6行目、給食センター業務運営業務委託料という1,817万円を予算化させていただいております。

こちらのほうにつきましては、これから予算の審議が行われるのですが、予算が可決された後に業者を選定していくと間に合わないのので、契約行為だけ先にさせていただくということで、12月の議会定例会で、12月会議で債務負担行為という予算を認めていただいております。その後、1月から2月にかけて業者を選定し、契約行為まで現在至ってございます。業者につきましては、株式会社一富士という会社のほうに決定して現在契約の準備を進めてございます。金額は大変詳細まで記憶していなくて申しわけないのですが、1,620万円ぐらいだったと記憶してございます。

これが今回の平成29年度予算の前年度と違ったところでございます。以上です。
委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございますか。

委員（成澤明子） 株式会社一富士の会社の所在地はどこでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 本社は東京だったと記憶していますけれども。

委員（成澤明子） どちらから来るのですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでですね、仙台・北海道支社というのですかね、仙台東北・北海道支社というところが仙台にありまして、そちらを拠点に東北そして北海道を事業展開をしているということなんです。私も直接、仙台の方々

が、地元採用だと思うのですが、地元で雇用して運営していただくということになると思います。

委員長（後藤眞琴） そのほか何か質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、美里町議会3月会議についての協議を終了いたします。

協議事項 日程 第22 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、日程第22、基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）を協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） それでは、私のほうから。

お手元に先ほど資料をお渡ししました。まず1つは、29年度の保幼小中にかかわる町の主な行事予定表第4次案ということで、各学校、幼稚園、保育所の代表の方に集まってもらって、日程調整しております。今のところこのような形で決まっておりますので、よろしくお願ひしたいというのが1点です。

それから次に、町内の小中学校特別支援学級の卒業進級を祝う会というのがございます。今月の22日水曜日を予定しております。場所は青生のコミュニティーセンターで、カレーライスなどをつくって楽しく過ごすということのようです。多くの子どもたちが参加しております。これには保護者も希望があれば参加できるということで、結構保護者の方も一緒に参加してもらっているという話を聞いております。一応お知らせでございます。あと、バスでぐっと学校回って子どもたちを乗せてコミュニティーセンターまで運ぶというような計画になっておるようです。

それから、29年度のまだ案でございます。小中学生の学び支援事業関係です。今年度も夏休み、冬休み、子どもたちを集めて、希望者を集めて勉強会をしております。来年度はちょっと変えたいなと思っている部分がございます。それは、活動3のところの、裏ページですね、活動3、放課後学習会というのをごらんください。町の町内の小学生4から6年、中学生を対象として6月から2月まで放課後を利用して自主学習形式で教科学習の学び支援を行うというような答弁ですね。学校を会場、学校にして学び支援事業を行ってみたいなというふうに考えているわけです。それで、もう一つの放課後学習会実施計画案というのがございます。そちらのほうちょっと見てください。実施日及び会場、6月から2月までの放課後学習会を実施する。それで学校と相談の上で決定するというので、今のところ毎日じゃなくて、週1回から2回程度できたらいいなというふうに考えております。それで、基本的には自分で課題を決めて宿題や自主学習を行うというようなふうに考えております。ただ、これまでのサマースクールだとかウィンタースクール見ていると、子どもたち一生懸命勉強していますし、支援してくれる先生方の指導もなかなか好評でございます。ただ見ているとつい答えを教えてしまっている人もいるものから、答えを教えるのではなくて答えの出し方を教えてほしいんだというふうにお願ひしているところがございます。学習時間については午後3時から5時半くらいまでかなというふうに考えております。ただ中学校の場合部活等もございますので、なかなか難しいところもあるのかなと思うのですが、ぜひ参加者を募って実施して

みたいと。ウィンタースクール、サマースクールやってみて、ちょっと反省点はですね、宿題はやるのです。でも宿題以外のものをやらない。だから宿題終わってしまうとあと家で遊んで過ごしているという実態もあるようですので、ウィンタースクールに来て何時から何時まで勉強するというのを家に戻っても、ウィンタースクールがなくなってもそれを繰り返し実施してもらおうと本当は学力も随分と違ってくるのかなと思うのですが、そこまでなかなかつながらないというのが悩みです。

それから、町内の保幼小中だよりということでもまとめておきました。12月分と1月分がございます。いろいろ見ていくと結構おもしろい。こんなことやってたのかということが載っておりますので、後で暇を見つけてごらんいただければと思います。

私からは以上でございます。あと、不登校関係は、後で齋藤が来たときに一緒に話をするというので、お許してください。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございますか。

僕、前にこれね、一度もらって、読ませてもらったのですね。本当にわからないことばかりで、こういうこともやっているのだ、こういうこともやっているのだということ、すごく勉強させてもらいました。これからもよろしくお願いします。

（「はい」の声あり）

何かございますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、本件は継続協議事項ですので、次回以降も協議を進めてまいります。

協議事項 日程 第23 美里町の学校再編について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、日程第23、美里町の学校再編について（継続協議）を協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 時間もかなり押していますので、手短かにいいですか、時間をかけて協議お願いしたいところですが、効率的な時間で進めていきたいと思えます。

委員長さん、配付資料の確認のため、休憩いただいていますか。

委員長（後藤眞琴） はい。じゃあ、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時54分

再開 午後6時03分

委員長（後藤眞琴） 再開いたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、説明申し上げます。

さきにお配りしました中学校再編についての御意見、御要望というところで、その前に上に表紙としまして全員協議会の表紙がございます。そちらのほうの全員協議会の表紙とそれから2枚目以降、1ページ、2ページと両面で印刷されています

中学校再編についての御意見御要望等、これらについて御説明申し上げます。

来る2月20日、全員協議会を開いていただきまして、教育委員会の中学校再編についてのこれまでの取り組みの状況について説明をさせていただきます。それがこれですね、その資料に書いているとおりでございます。それでですね、議会のほうにはこれまでの経過を報告しまして、これから行うものとして昨年11月と12月に行いました御意見御要望のあった提出についてこれから教育委員会の考えを皆さんに示していくというお話をしたいと思っています。お配りしています両面3枚もの、これが3月1日に行政区長さんを通して各世帯に配付したいと考えています。内容についてはここに書かれているとおりでございます。今日お配りしたこの厚いやつ、これが今まで審議をしていただきました皆さんからいただいた意見・要望に対する教育委員会の考えを、それを付したものがこの厚いやつでございます。全部で96ページまでという形で、1ページに40行ほど入れてもこれだけのページ数になるということです。ですので、これだけの量なので各戸には配付できませんよということを書いています。そのかわりにここに書いています9カ所の公共施設のほうに置いておくので、どうぞ御自由におとりくださいということです。

それでこの星、米印ですね、交通手段がないなど上記の施設に受け取りに行けない方には郵便でお届けをいたしますので教育委員会まで御連絡くださいという形でさらにつけ加えてございます。

それで、訂正をお願いしたいのですが、その次の「また、お寄せいただいた中から多かった御意見、御要望を抽出し、下記のとおり要約版としてまとめましたのでどうぞごらんください」のところのですね、「下記のとおり要約版としてまとめました。この要約版を町内の全世帯にお配りさせていただきます」というふうに訂正をお願いしたいと思います。少しこの辺わがりにくく、ここではっきりと全世帯にお配りするということを述べたほうがよろしいかというふうに思います。このような形で完全版といいますが、この90ページを超えたものに関しては各世帯には配られませんが、要約版として皆さんに配るという考えでございます。

それで、要約版につきましては、ここにありますようにそれぞれ意見が出された内容を取り上げて教育委員会の考えを付してございます。これが6ページにわたって続きます。6ページについても訂正をお願いしたいと思います。

6ページの上から2、3、6、8、10行目の後ろからですが、「本年4月を目途に皆さんに候補地をお示しし」とありますが、「本年4月を目途に」を削除して、その後に「皆さんに候補地をお示しして御意見をお聞きしながら」という形で、時期の明言は避けたいというふうに思いますので、訂正をお願いしたいと思います。この資料を3月31日の行政区長を通した配布物で各世帯に配付をしたいというのが1つです。

それから、2つ目は先ほどお話ししましたように、9カ所の公共施設にこの完全版を置きたいということです。それで今、6ページで訂正をお願いしました新しい場所の選定についての記述が随所でございます。そこにつきまして、「本年4月目途に」という表現にしていますが、それを「その後に」という形に修正を加えさせていただきますというふうに思っています。それが2つ目です。

もう一つは本日お配りしました中学校再編についての御意見、御要望等で「こごた保育所の皆さんへ」というものでございます。こごた幼稚園です、すみません。「こごた幼稚園の皆さんは」というやつがいつているかと思うのですが、それはですね、先ほどの厚いやつを見ていてください。こちらのほうにはですね、今お配りしたのは先ほど完全版といいますか、全て載っているやつの意見番号というのがあるのですが、どこから提出されたかというのがこの表でわかるようになっています。町民の皆さんにはこの表は配りません。ただ、その完全版のところに目次にありますように、幼稚園の保護者が出したものの、小学校保護者が出したものの、あるいは中学校の保護者が出したものの、住民の方が出したものというのわかるようには目次はつくっております。この中から例えばこごた幼稚園だったらこごた幼稚園の保護者が出している意見24から40までを抜粋して先ほど町民皆さんに配るやつ後ろにつけています。そして、1ページ目の下から7行目のところにさらには「こごた幼稚園の保護者から寄せられました御意見、御要望等々教育委員会の考えを要約版に続き7ページ以降に添付いたしましたので、あわせてごらんください」というふうに書いています。ですので、先ほどの6ページまでは同じ内容なのですが、7ページ以降はこごた幼稚園の保護者から寄せられたものを抜粋したものをここに載せています。ですので、こごた幼稚園の保護者が出した意見はこごた幼稚園の保護者の方に配れば手元に来て、自分の意見に対する回答が見られるというふうにしていきたいと思います。これは、ふどうどう幼稚園もなんごう幼稚園も、そして小学校も中学校もこの方式をとってきたいと思っておりました。

周知の仕方としてはこの3通りで周知をしていきたいと考えております。なお、こごた幼稚園、保育所の皆さんへの修正箇所は先ほど申し上げました1ページと6ページは同じように修正をさせていただきたいというふうに思います。

これが11月、12月にいただいた中学校再編についての御意見、御要望に対する教育委員会からの周知方法でございます。

それで、全部網羅した96ページのこの厚いやつの中で、意見127番、ページにしますと58ページ、それから最後のページの意見192、これは私のほうで整理するときに漏れてしまったやつです。意見127は南郷小学校の計画したやつ、1つ漏れてしまいました。これは今回新たに追加しました。それから意見192は、住民の方からいただいたやつを1件漏れてしまいました。この内容は今回追加するものでございます。これお読みいただいて、もしおかしいところがあればお話をいただければと思います。

内容は、意見127についてはお子さんが野球部で3年生になったら野球部は人数足りなくなって試合ができなくなると、その辺の御相談でございます。なので早く中学校を統合してほしいと。中学校が統合するまでその子どもたちが卒業してしまうので、その前になんとかこの3校で合同チームをつくって対応してほしいという話でございます。それについては、部活動の重要性を最初に述べまして、そして早急に学校再編を進めていくということを述べてございます。それで、現在も2校また3校で合同チームを再編しておりますので、それらの練習等についても教育委員会としては進めていくという答えを書いてございます。かなり部活動に関する

小規模校の悩ましい問題、悩みを相談されているなというふうに思いました。

それから、最後の192の御意見なのですが、これはすごくわかりづらい御質問でございまして、明快な回答はできてございません。こちらのほうから何を引き当てるのかわからないのですがという形で書いてございます。すごくちぐはぐなものでございました。この2つが新しく追加です。

それから、1月の会議でそれぞれ、1月の定例会、臨時会で御協議いただきました教育委員会の意見についてはですね、それぞれ字句等の訂正、それから同じような質問で回答がばらばらになっているところを統一すると。先ほど説明しました中学校再編についての御意見、御要望と全世帯に配付する1ページから6ページまでにまとめたこの内容ですね、そのまま転記するという形で回答に統一性を持たせたというところがございます。

それから、意見に対して若干答えていることがずれているものについても少し修正も加えてございます。これをさらに週末も含めまして来週の月曜日まで原稿を完成させて印刷をし、それぞれの9カ所の施設のほうに10部ずつ置かせていただくというふうに思っています。もし何か、字句等ございましたら、今日あすぐらいで御指摘をいただければと思います。

それで、今日お配りした資料の説明は以上でございますが、来週の21日火曜日の午後から中学校の施設状況を調査していただいている会社から中間報告が来ます。その中間報告の委員会への報告もあわせて2月中に臨時会をお願いできればと思っていました。臨時会の日程調整につきましては、3月の定例会の調整と一緒にあわせてお願いしたいところですが、その中で中間報告の内容報告と、さらにそれをベースに基本計画をどのようにつくっていくか、その辺を3月の議会が始まる前に一度お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大変手間が悪くて時間を食ひまして申しわけありませんでした。

委員長(後藤眞琴) どうもありがとうございました。大変な資料をつくっていただいて、どうもありがとうございました。

ただいまの説明に意見や質問など、ございますか。

委員長(後藤眞琴) それじゃ、事務局から報告ありましたので、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それから、今後の日程についても、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

じゃあ、そのようにお願ひいたします。

そのほか何かございますか。

それでは、本件は継続協議事項ですので、次回以降も協議を進めてまいります。

その他 日程 第24 平成29年 小中学校卒業式及び幼稚園修了式について

委員長(後藤眞琴) その他に入ります。日程第24、小中学校卒業式及び幼稚園修了式について、事務局から説明お願ひいたします。

教育総務課長補佐(早坂幸喜) 小中学校卒業式及び幼稚園の修了式についてとい

うことで、あらかじめ資料をお渡ししておりましたが、町長部局のほうから町の出席者が示されましたので、それを入れたものを本日再度お渡しさせていただきました。本日お渡ししたほうをごらんいただきたいと思います。

まず、中学校の卒業式、出席者の調整ということで3月10日に3つの中学校が開催される予定でございます。それぞれ卒業生の人数それから開式時間等に関しては入れてありますが、これを参考にさせていただいて、その次、教育委員の出席者というところ、こちらで事務局で勝手に割り振りをさせていただいた部分でございます。今申し上げたように、事務局で勝手に割り振りをさせていただきましたので、この中ですね、委員さんの中でお話し合いの中で調整していただければと思っております。

続きまして、幼稚園修了式の出席者調整ということで、こちら3月16日にこごた、ふどうどう、なんごう、全て同じ日に開催をされる予定でございますので、こちら事務局のほうで勝手に割り振りをさせていただきました。こちら委員皆様の中で調整をしていただければありがたいと思います。

さらには、3月17日には小学校の卒業式がございます。こちらについてもたまたまと同じように委員会事務局のほうで割り振りを勝手にさせていただきましたので、皆様のほうで御都合等、御相談いただいて調整いただければと思います。

簡単ですが、以上でございます。

委員長（後藤眞琴） ただいまの説明に提案、意見などございますか。

今お話ありましたように、都合の悪い方、僕たちで話し合って調整したいと思います。それでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

じゃあ、そのようにしたいと思います。それでは、各委員、小中学校卒業式及び幼稚園修了式への出席について、よろしく願いいたします。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） すみません、なお、挨拶がありますので、卒業式、よろしく願いします。

挨拶文に関しましては、また別途、皆様のところにお届けをいたしますので、よろしく願いいたします。

その他 日程 第25 平成29年 3月教育委員会定例会の開催日について

委員長（後藤眞琴） それでは、次に、日程第25、平成29年3月教育委員会定例会の開催日について、事務局の案はございますか。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） それでは、事務局から提案をさせていただきます。

3月の定例会の開催日ということでの提案でございますが、その前に事務局からのさらに提案でございます。

学校再編について、継続協議ということで行ってきておりますけれども、時間の関係もあってなかなか進まないという部分もございまして、臨時会を開催させていただいて、さらに協議を深めていきたいと考えておりますので、臨時会、それから定例会、2つを提案をさせていただきたいと思っております。

まず、臨時会といたしまして、2月27日火曜日、「月曜日」の声あり）月曜日

か、すみません。27日って月曜日ですか。月曜日か。月曜日。13時30分、南郷庁舎での開催を提案させていただきます。

また、定例会といたしまして、3月27日月曜日13時30分から同じく南郷庁舎での開催を提案させていただきます。委員皆様、御都合を調整していただきまして、決定等お願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。臨時会2月27日火曜日1時30分、南郷庁舎で。この御都合いかがでしょうか。

では、そういうふうにしたいと思っております。

次に、定例会、3月27日月曜日13時30分から南郷庁舎、これはいかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、そういうふうをお願いしたいと思っております。

そのほか、事務局や委員から何かございますか。

なければ、ここで休みとりたいと思うのですけれども。

じゃあ、ここで暫時休憩といたします。休憩時間は10分とし、6時35分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後6時25分

再開 午後6時35分

【秘密会】

・報告事項

日程第 9 報告第50号 平成28年度生徒指導に関する報告(1月分)

日程第10 報告第51号 第5回学校教育力アップに関する報告

日程第11 報告第52号 全国体力・運動能力調査に関する報告

日程第12 報告第53号 区域外就学について

日程第13 報告第54号 指定校の変更について

委員長（後藤眞琴） 再開いたします。

日程第9、報告第50号 平成28年度生徒指導に関する報告(1月分)、日程第10、報告第51号 第5回学校教育力アップに関する報告、日程第11、報告第52号 全国体力・運動能力調査に関する報告、日程第12、報告第53号 区域外就学について、及び日程第13、報告第54号 指定校の変更についての非公開事項となる秘密会を始めます。傍聴者は入室できませんので、御了承願います。

【以下、秘密会につき会議録の調整なし】

秘密会開始 午後6時32分

終了 午後7時24分

委員長(後藤眞琴) これで、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、平成29年2月教育委員会定例会を閉会いたします。本当に長い時間にわたって、ありがとうございました。

午後7時25分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 須田政好が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年 月 日

署名委員 _____

署名委員 _____